



第67回 はたらく女性の

中央集会



in
大阪

武力で平和は守れない いまこそ憲法9条の力をいかそう
格差と貧困をなくし、生き生きと働ける社会を実現しよう
いのち・くらし・平和まもる女性の共同でジェンダー平等の実現を

会場

エル・おおさか (大阪府立労働センター)

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14
TEL:06-6942-0001

全体会

2022年**11月19日**(土) 本館2階 エル・シアター
13:30~16:00(12:30受付開始)

記念講演

「平和とジェンダー正義を求めて」

清末愛砂さん 室蘭工業大学大学院教授(オンライン)



分科会

2022年**11月20日**(日) 本館5・6・7階
13:00~15:30(12:30受付開始)

4つの分科会

2つの見学分科会

参加
協力費

1日 1,000円
2日間 2,000円 (会場参加web参加も)
学生無料

Webとリアル
併用開催

主催 第67回はたらく女性の中央集会実行委員会・大阪実行委員会

(全国連絡先) 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター 4F 全労連女性部気付 TEL 03-5842-5611

(大阪連絡先) 〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館 1階大阪労連 TEL 06-6353-6421

第 67 回はたらく女性の中央集会によろこそ！！

連絡・注意事項

◆受付・参加費（大阪の参加者は、別途大阪受付を設置します）

- 参加費は分科会、全体会会場ごとに 1000 円をお支払ください。学生は無料です。団体でまとめた領収書が必要な場合は申し出てください。

◆飲食について

- 1 日目の全体会会場は、ホール内外とも飲食できません。
- 2 日目の分科会（研修室内）では食事の持ち込は可ですが、ごみなどは各自お持ち帰りください。

- ◆全体会の最後（決議採択）に団体代表者の方は、会場から直接舞台に団体旗などを持って登壇してください。フィナーレで横断幕を持つ人は、15：30 分に舞台下手（向って左手）に集合してください。

◆アンケート・署名にご協力ください

本集会の感想を書いていただくアンケート用紙を袋の中に入れました。お帰りの際にぜひご提出をおねがいします。次回の集会をよりよいものとするためにご意見をお聞かせください。また、お配りした各署名用紙もできる限りご記入いただき、お帰りの際にアンケートと一緒に提出ください。

- ◆全体会・分科会開催中は携帯電話の電源OFFにするか、マナーモードにしてください。

- ◆ごみは各自お持ち帰りください。

全体会会場では、記念講演師の著書の他、物販を行います。



11月19日（土）全体会 13:30～16:00

会場：エル・おおさか本館2階 エル・シアター（12時30分受付開始）

12:30 受付開始

13:30 開会宣言

文化行事 ブラス・アンサンブル宝塚歌劇音楽家労組



宝塚大劇場での生演奏を主とするオーケストラ楽員で組織する宝塚歌劇音楽家労組（日本音楽家ユニオン／全労連・全国一般大阪府本加盟）。今年結成60周年を迎えました。普段はステージ下のオーケストラボックスで年間約460回の公演を2班に分かれて行っています。100年以上の歴史を持つ宝塚歌劇とともに、職場の仲間を愛し、音楽を愛し、素晴らしい音楽を奏で続ける仲間たち。今回は楽員有志による演奏で楽しく優雅なひとときをお過ごしください。

13:50 主催者あいさつ/現地実行委員会あいさつ/来賓あいさつ

14:00 基調報告

14:20 休憩（10分）

14:30 記念講演

平和とジェンダー正義を求めて 清末愛砂さん（室蘭工業大学大学院教授）



1972年生まれ。山口県周南市出身。現在、室蘭工業大学大学院教授。大阪大学大学院助手、同助教、島根大学講師、室蘭工業大学大学院准教授を経て、2021年6月より現職。専門は憲法学、家族法、ジェンダー法学、アフガニスタンにおけるジェンダーに基づく暴力。近年の著書として、『北海道で考える〈平和〉-歴史的視点から現代と未来を探る』（共編著、法律文化社、2021年）、『ペンとミシンとヴァイオリン-アフガン難民の抵抗と民主化への道』（寿郎社、2020年）、『《世界》がここを忘れてもアフガン女性・ファルザーナの物語』（寿郎社、2020年）。

11月20日(日) 分科会 13:00~15:30 (12時30分受付開始)

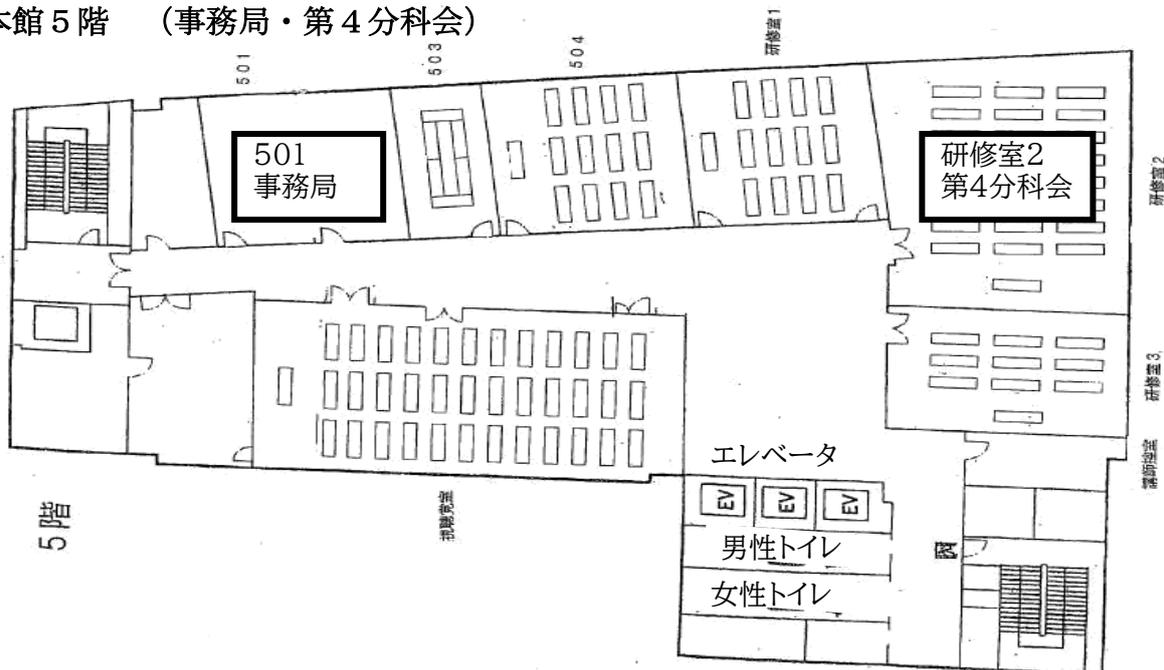
会場: エル・おおさか 本館5・6・7階 事務局 本館5階501号室

会場	タイトル	講師・助言者
本館7階:709	第1分科会 自分らしく生きるための ジェンダー教育	元京都教育大学教授 関口久志さん
本館6階:606	第2分科会 自立して生きたい どんな働き方でも女性が自立できる 賃金、税と社会保障のあり方	大阪社保障推進協議会事務局長 /一般社団法人シンママ大阪応援団 代表理事:寺内順子さん
本館7階:708	第3分科会 女性の権利を国際基準に ~我慢しないで生き生きと 働き続けるために~	前全労連副議長・女性部部長 長尾ゆりさん
本館5階 研修室2	第4分科会 食と農と資本主義	京都橘大学 経済学部准教授 平賀 緑さん

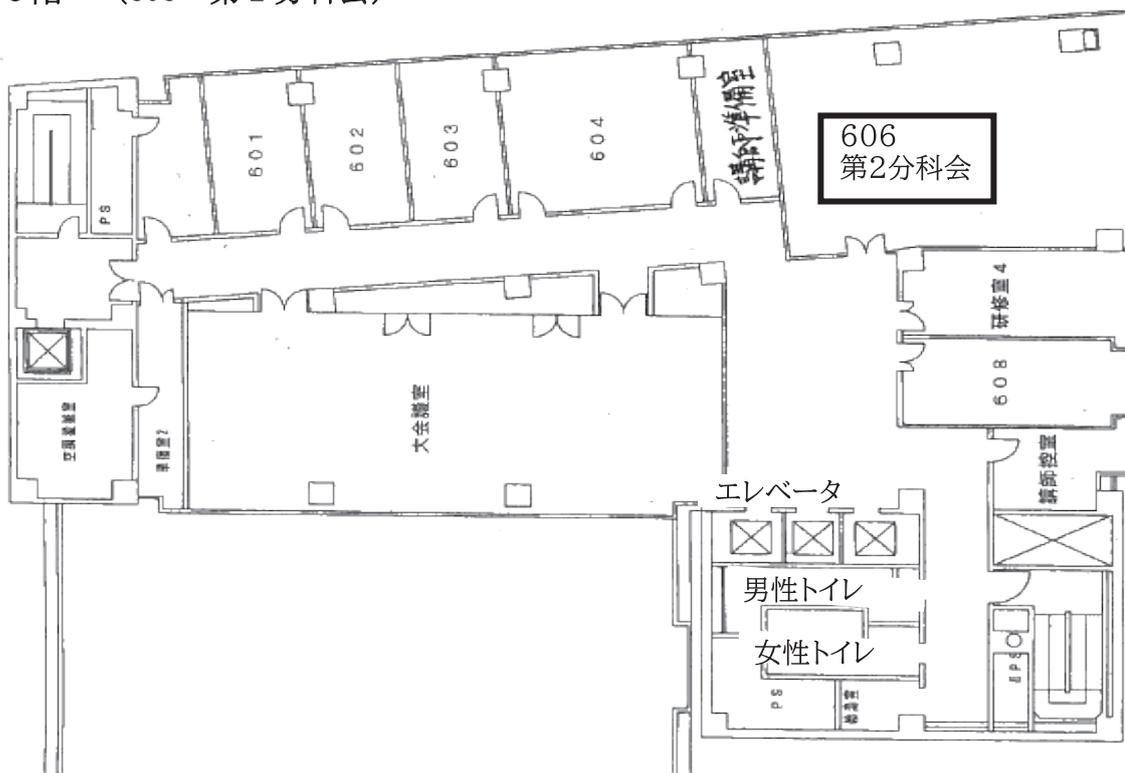
見学分科会

見学分科会1 (講師急逝により中止します)	空襲被害と、スト発祥の「天満」を辿る	大阪天満宮周辺は空襲を免れた町と、被災した町が混在しており、かつて女子工員たちが闘った、ストライキ発祥の元紡績工場が現存しています。歴史に名を留める緒方洪庵や大塩平八郎らも含め、過去から今に繋がる「天満」を歩いて案内します。
見学分科会2	「天満天神繁昌亭」で上方芸能鑑賞	「奇跡の寄席をご堪能ください」が天満天神繁昌亭の売り文句です。戦災で焼失した大阪の定席が16年前にこの地で再び誕生しました。若手の初々しさから始まり、ベテランへの話芸へと聴く人を魅了します。大阪の言葉の機微もご堪能ください。

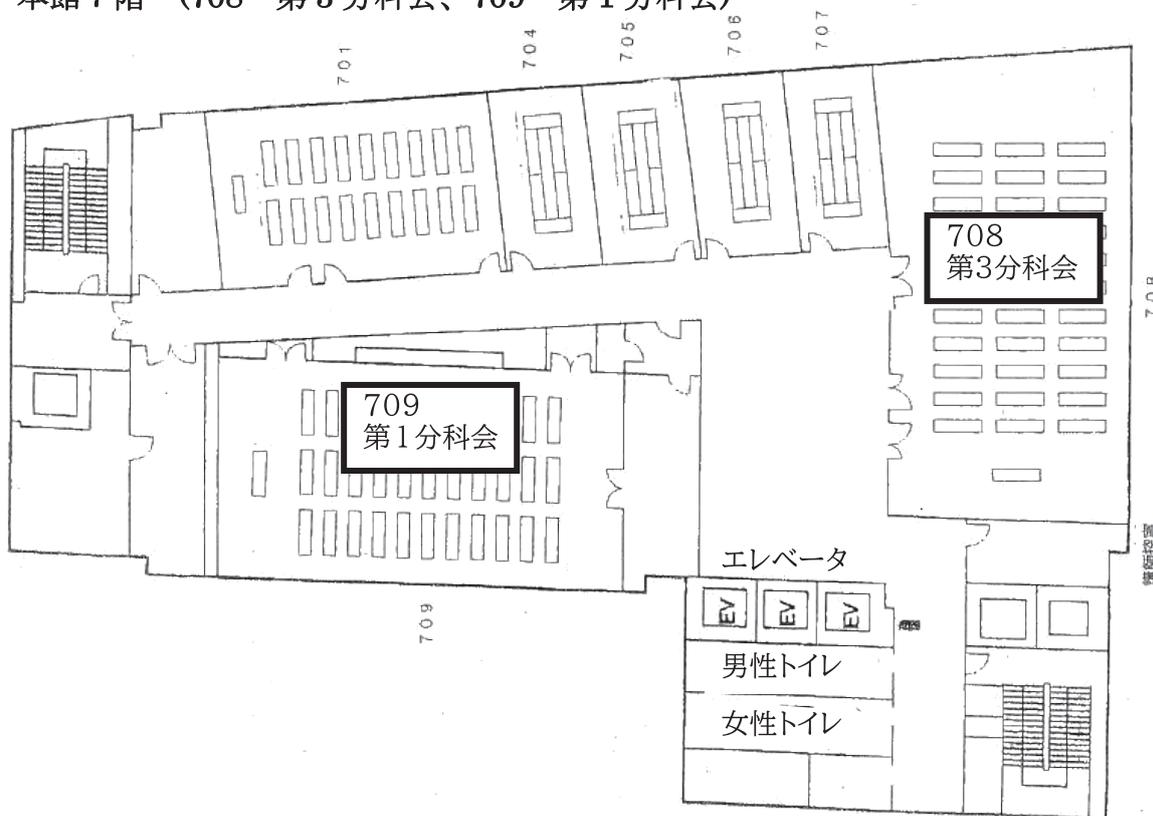
本館5階 (事務局・第4分科会)



本館6階 (606・第2分科会)



本館7階 (708・第3分科会、709・第1分科会)



■テーマ

「自分らしく生きるためのジェンダー教育」

自分らしく豊かな人生を送りたい。そのためには、自分の体やセクシャリティについての正しい知識とともに、自己肯定感を育て、自分も他者も尊重できるようになることが欠かせません。

この分科会ではジェンダー平等の視点から、セクシャリティ教育と女性をとりまく社会の現状と課題について学び話し合います。

■タイムスケジュール

- 13:00 開会
- 13:10 リード発言を2本
- 13:25 関口先生のお話 (60分)
- 14:25 休憩 (10分)
- 14:35 質疑応答・意見交流
- 15:05 関口先生より まとめ
- 15:25 閉会
- 15:30 終了



■講師・関口久志さんのプロフィール

元京都教育大学教授。京都の府立高校で25年間勤務。03年に自主退職し、同年4月より千葉大学、都留文科大学、横浜国立大学などの講師として「性・ジェンダー」の講義を受け持つ。2010年10月より京都教育大学に勤務。全国の学校・自治体などで性・ジェンダーに関わる講演を多数行う。

現在、「人間と性」教育研究協議会幹事、性の総合情報誌『季刊SEXUALITY』（エイデル研究所）編集委員。

「自立して生きたい！！」

－どんな働き方でも女性が自立できる賃金、 税と社会保障のあり方－

女性はワンオペ育児＋パート、男性は長時間労働という性別役割分業の中、女性の低賃金・低年金は深刻な状況にあります。

非正規雇用の処遇改善と社会保障のあり方など、世代や業種を超え、学び語り合しましょう♪

<分科会のタイムスケジュール>

13:00	開会
13:05	講演
14:05	休憩
14:15	各団体からの発言
15:00	討論
15:15	寺内先生から
15:30	終了



プロフィール

寺内 順子（てらうち じゅんこ）

1960年生まれ。佛教大学社会学部社会福祉学科卒業後、大阪の障害者施設に勤務。1991年大阪社会保障推進協会入局、現在、事務局長。暮らしと社会保障運動のリーダーとして、日々の相談活動、自治体訪問・要請などにとりくんでいる。

2018年より一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事。シングルマザーや子どもたちの食と生活支援、居場所づくりをすすめる。「基礎から学ぶ国保」講座、「シングルマザーと子どものサポーター養成講座」など主催。

著書に『基礎から学ぶ国保』、『「大丈夫？」より「ごはん、食べよう！』』（日本機関紙出版センター）など多数。好きなものは、着物や旅行、温泉、料理、そして二人の息子と3匹のねこ。

女性の権利を国際基準に

～我慢しないで生き生きと働き続けるために～

仕事も家庭の役割も、めいっぱい頑張っているわたしたち。コース別や多様な働き方などにより「差別」が見えづらくなっています。国連の女性差別撤廃委員会が求めている「結果の平等」を実現するために、この分科会で学び、情報を共有しましょう。

【助言者】長尾 ゆりさん 前全労連副議長・女性部部长



長尾 ゆりさんの
プロフィール

タイムスケジュール

13:00	開会 助言者紹介	
	長尾 ゆりさんのお話	(40分)
13:45	質問	(15分)
14:00	休憩	(10分)
14:10	リード発言	(30分)
14:40	意見・交流	(30分)
15:10	まとめ	(10分)
15:20	感想文記入	
15:30	終了	

大阪府立高校で社会科教師 30 余年。その間、息子 3 人・つれあい 1 人を育てる。「組合があったから働き続けられた」「子どもの未来は平和でなければ」との思いで組合活動に関わる。2011 年～全教副委員長、2014 年～全労連副議長。振り返れば、「副」として男を支える役ばかり。「もうイヤだ」と、現在「大阪から公害をなくす会」事務局長をやっています。

第 67 回はたらく女性の中央集会・第 4 分科会

エルおおさか 5 階

テーマ



食と農と資本主義



日本の農業は日本の大地からを基本に
国内農業を進めることは国民の食と命
守る真の安全保障政策です
人も自然も壊さない食と農について
経済や政治、働く環境について考えて
みませんか。



【タイムスケジュール】

13 : 00	開会
13 : 05	講演
14 : 05	休憩
14 : 15	質疑応答 問題提起
15 : 10	平賀先生より まとめ
15 : 20	閉会 感想文記入
15 : 30	終了

平賀緑先生のプロフィール

京都橘大学経済学部准教授、立命館大学 B K C 社系研究機構客員協力研究員。広島出身。1994年に国際基督教大学卒業後、香港中文大学へ留学。香港と日本において新聞社、金融機関、有機農業関連企業などに勤めながら、「ジャーニー・トゥ・フォーエバー」共同代表として、食・環境・開発問題に取り組む市民活動を企画運営した。2011年に大学院へ移り、ロンドン市立大学修士（食料栄養政策）、京都大学博士（経済学）を取得。植物油を中心に食料システムを政治経済学的アプローチから研究している

予定していた見学分科会1ですが、西俣稔さんが急逝されました。よって見学分科会は中止となります。ご冥福をお祈りいたします。

第67回 はたらく女性の中央集会 in 大阪

見学分科会1

空襲被害と、スト発祥の「天満」を辿る



ガイド 大阪案内人・西俣 稔さん

元大阪府立高等学校教職員組合事務職員部

「天神橋」

近松門左衛門「心中天網島」、小春と 治兵衛が渡った橋

「菅原町」

大阪は空襲で都心部は
ほぼ消失したが、
奇跡的に残った町。
蔵が残る。



「天満堀 川跡と、樽屋橋」

豊臣秀吉が開削を命じた堀川。
樽屋橋は井原西鶴「樽屋おせん」
の舞台。
情事を疑われた、おせんの執念
の復讐を描く。



「大塩平八郎の墓所」

天保時代に奉行所へ「乱」を
起こすが、即鎮圧。しかし30年後に明治維新を迎える。
江戸幕府崩壊の魁であった。



「緒方洪庵の墓所」

近代医学の魁の一人。墓所には、
師匠の中天游、弟子の大村益次郎の足塚が並ぶ。

「天満紡績工場の遺構」

明治22年、大阪初
ストライキ発祥の地。
女性工員のたくまじさが、
伝わる。



第 67 回 はたらく女性の中央集会 in 大阪

見学分科会②「天満天神繁昌亭」上方落語鑑賞



日 時：11月20日(日) 分科会：見学分科会2 「天満天神繁昌亭」上方落語鑑賞

集合時間：13時15分集合(厳守)

集合場所：JR大阪天満宮駅・地下鉄谷町線(紫色路線)南森町駅下車。JR7番出口

目 印：案内プラカード「上方落語に精通する」大阪医労連の上垣さんが、参加する皆様に繁昌亭へご案内いたします。

公演番組案内

【出演者】月亭遊真／桂そうば／笑福亭恭瓶／芸人 THE ブラスト (漫才) / 桂よね吉／林家染二～仲入～桂三象／笑福亭達瓶／揚野バンリ (お笑い曲芸) / 桂勢朝

「繁昌亭」とは 上方落語に触れるなら「天満天神繁昌亭」

漫画やアニメの影響もあり、現代は空前の落語ブームとされています。そんな落語を定常的に楽しめるのが寄席。浅草や新宿などに古くからある有名な寄席を思い浮かべる方も多いでしょう。上方落語専門の定席として人気を博す天満天神繁昌亭(てんまてんじんはんじょうてい)は、大阪天満宮境内すぐにあります。傍には日本一長い商店街である天神橋筋商店街が伸びており、未だに多くでにぎわう商人の町です。

繁昌亭の寄席は、主に団体貸し切り公演の朝席(10時～12時30分)、全席指定で8本の噺が楽しめる昼席(14時～16時30分)、独演会や一門会が主となる夜席の三種類があります。

チケットは前売りもありますが、当日ふらりと来て購入するのも可能です

座席は一階二階をあわせて216席(1階153席、2階63席)。朝・夜席は日替わり、昼席は毎週月曜から日曜日までの週替わりで楽しめます。内部は飲食禁止、アルコールも不可です。売店にも販売はないのでご注意ください。

平和とジェンダー正義を 求めて

清末愛砂

(室蘭工業大学大学院工学研究科教授)

自己紹介ーわたしはなぜ憲法研究者になったのか

- 家制度に振り回された母の生き方からの学び
国会中継の熱心な視聴者。新聞の読み込み。これらを通して、政治家の発言や行動を注視。
- 徹底した平和主義：軍備増強、戦争協力につながるような発言・行動をする、または社会福祉を否定する政治家を批判。戦争反対の強い意思。管理教育への批判的視座。
- 「母のような人を二度と生んではいけない」という強い思いから、平和主義の観点から憲法24条の意義をとらえていく研究へ（9条と24条をセットにした平和主義の探究）

突然消えた日の丸、母が激怒したわけ… そして私は憲法学者
になった

有料会員記事
大坪 真佳子 2022年5月3日 8時30分

朝日新聞デジタル版
2022年5月3日



グループホームに行くたびに母・思子さん（右）と2019年、室
戸市、本人提供

「お願い、日の丸を買って。どうしても欲しいの」

清末愛砂さん(50)は40年前、当時暮らしていた山
口県内のデパートで母親に懇願した。小学校2年生
だった。

祝日があるたび、学校で教諭から「家に日の丸を掲
げていない人は手を挙げなさい」と言われたからだ。
拳手した児童に、教諭はただ、「ふーん」と反応した。
何を言うわけでもなかったが、掲げないことが「悪」
言われているように感じられた。

憲法24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- (下線は講演者による)

憲法9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

5

憲法と聞くと、9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）や憲法25条（生存権、国の社会的使命）を思い浮かべる人はそれなりに多いと思います。でも、憲法24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）を思い浮かべる人はそれほど多くなくさそうです。それはなぜなのでしょう。

- 
- ・ 基本的人権の尊重
 - ・ 平和主義
 - ・ 国民主権

- 3つの原理（↑上記のもの）のうち「基本的人権の尊重」を最重視する日本国憲法の下にありながらも、人権のなかに「ジェンダー」意識がインプットされていない人々が多いから。
- 日本国憲法の下で暮らしながらも、大日本帝国時代の家父長制のメンタリテイから抜け出すことができていない人々が多いから。

6

レオ・シロタさん（ベアテさんのお父さん）：ウクライナ出身のユダヤ人。高名なピアニスト

ベアテさんはどんな思いを持った方だったのか

- ### 憲法24条の起草者ベアテ・シロタ・ゴードンさん（GHQ民政局スタッフ）の思い
- ・ 社会的に弱い立場に置かれている人々への視点
 - ・ 女性が幸せになる＝日本社会の平和

7

ベアテ執筆条項の一つ：18条

- ① 家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。
- ② これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。

（ベアテ・シロタ・ゴードン『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』（晶文社、2006年）57-58頁より）

8

ベアテ執筆条項の一つ：19条

- ①妊婦と乳児の保育にあたっている母親は、既婚、未婚を問わず、国から守られる。彼女達が必要とする公的援助が受けられるものとする。
- ②嫡出でない子供は法的に差別を受けず、法的に認められた子供同様に、身体的、知的、社会的に成長することに於いて機会を与えられる。

(ベアテ・シロタ・ゴードン『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』(晶文社、2006年) 58頁より)

9

憲法24条がく解体>した家制度を軸とする大日本帝国の構造について見てみましょう。

あわせて、大日本帝国がどのような国家であったのかも考えてみましょう。

10

大日本帝国の構造

- 明治民法
 - 女性にとつての二重の支配: 家長支配 & 性支配 (= 家制度と夫権)
 - 家長としての戸主: 原則長男による単独相続
 - 戸主権: 婚姻や養子縁組の同意権、居所指定権、家籍変動同意権等
 - 夫婦間の不平等: 夫による妻の財産管理権等

- 男性支配・優位の秩序
- ただし、実際の状況と法制度の間には、解離した側面もあり(法改正の作業)。

天皇＝元首&統治権の総覧者 (唯一の主権者)

臣民(天皇の家来)

国家の土台を形成する単位としての家
⇒個人の否定



日本国憲法に基づく家族法の改革

- 1947年：日本国憲法施行
 - 13条 (個人の尊重と公共の福祉)
 - 14条 1項 (平等原則)
 - 24条 (家族生活における個人の尊厳・両性の平等)
- 日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律 (1947年5月3日から12月31日)
 - 家制度の廃止
- 民法大改正 (1947年)：親族・相続法の大改正 & 相続法の独立編化 (第5編)
 - 民法2条 (解釈の基準)：「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」
 - 夫婦間の平等、平等相続、男女の合意のみに基づく婚姻 (憲法24条1項)

憲法13条&14条

【日本国憲法13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 性別を問わず、個人として尊重される（自己決定の主体）。
- 性別を問わず、平等の自由や諸権利を保障する。

【日本国憲法14条1項】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 法の下に平等（平等原則）
- 性差別の禁止

13

憲法24条の規定がフルにいかされてこなかった日本社会

14

ジェンダー視点から考える家族法の課題

- 女性のみでの再婚禁止期間：100日（以前より短縮）
 - 2022年2月：法制審議会民法（親子法制）部会による「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」の取りまとめ⇒再婚禁止期間の撤廃等が盛り込まれる。
 - すでに現行の再婚禁止期間廃止等のための民法改正案が閣議決定
- 夫婦同氏原則（民法750条）：夫婦のいずれか一方が氏の変更をしない限り、婚姻が事実上成立しない。
 - <性中立的な規定＝ジェンダー平等>とは限らない。
 - 婚姻の自由を阻害しているという指摘もある。
 - 女性の改姓率が圧倒的に高い（95%を越す）
 - ⇒女性に対する間接差別という指摘あり
 - 選択的夫婦別氏（姓）制度の導入を求める声

● 離婚後の共同親権の導入をめぐる動き：
法制審での議論と民法改正中間試案として
まとめた見送り（2022年8月）
● ①個人の尊厳に基づくジェンダー平等とは何か、②DVの本質（＝支配）とは何か、ということを考えることが強く求められている。薄っぺらなジェンダー平等論が跋扈する社会

憲法24条2項、憲法13条、憲法14条1項が十分に生かされていない

憲法24条と護憲・平和運動

護憲・平和運動関係者の間でも、それほど認識されていない憲法24条の存在（ジェンダー意識の低さ）

⇒これが右派による改憲運動の論点を結果的に看過する主要因の一つになってきたといえるのではないか。

15

憲法の中で唯一「個人の尊厳」を規定している24条

個人の尊厳が家庭生活においてなぜ必要なのか？



外部の目に触れにくい家族の実情（私的自治の矛盾）



家父長的な規範に基づく支配の結果としてのDVや児童虐待等の暴力や差別が見えにくい／正当化されやすい（→固定化）。被害が見えなると、それは深刻化しやすい。



公的な介入により被害者保護が必要

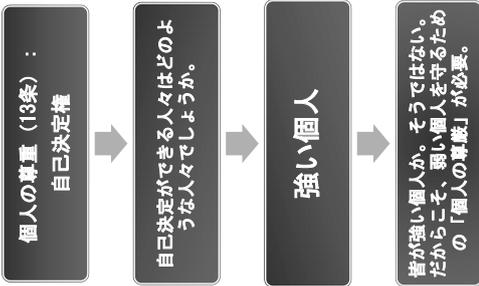
個人の尊重・尊厳と人格性

- <個人>という発想：人格性の肯定
- 人=個人ではない。第一義的に<個人>に着目することで、一つの人格を有する<個人>として尊重される。
- 個人の尊重：個人の尊厳を根底から支える。憲法上の基本的人権の土台（13条）。
 - 個人を尊重しないこと=人格の否定
 - 権利を行使する主体として個人
- 一つの人格を有する個人から形成される社会
- 参考になる民法2条（解釈の基準）
 - 「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」

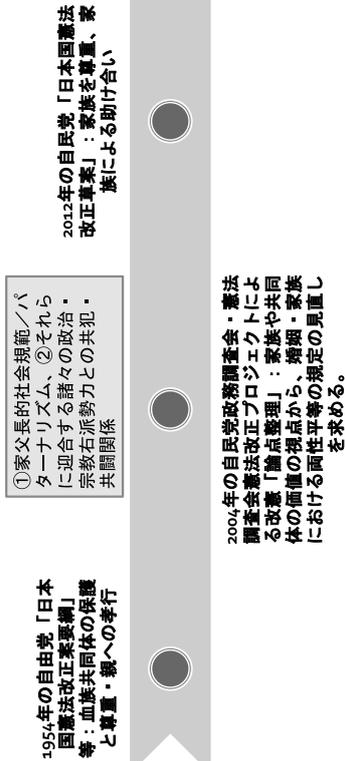
個人の尊重：自己決定
自己決定ができる人々はどのような人々か⇒強い個人
では、皆が強い個人なのか。そうではない。だからこそ、弱い個人を守るための「個人の尊厳」が必要

家族内のジェンダーに基づく差別や暴力の問題への対応

これらをセリットと考え、活用すると、よりいそ、う人権政策を充実化できる。



憲法24条：長年の改憲ターゲット
(1950年代～現在)



憲法24条と改憲問題

- 憲法24条：1950年代からの改憲ターゲット（主なものは以下の通り）
 - 自由党憲法調査会「日本国憲法改正要綱案」（1954年11月）
 - 日本会議新憲法研究会「新憲法大綱」、自民党政務調査会憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年）
 - 自民党「日本国憲法改正草案」（2012年）
- 憲法24条が嫌われる理由：右派改憲勢力の国家観を完全否定
- 日本社会で日常生活を送る上で最も使われている憲法条文のひとつ。しかし、繰り返しになるが、護憲・平和運動を含む社会全体で注目度が低い。
 - 改憲へのハードルが低い。
 - 保守的／右派的な立場から改憲を求める人々による巧みな言葉戦術（「家族による助け合い」等）を受け入れられるメンタリティー^①心に入り込むモラル戦術

21

憲法24条の多角的な意味

次頁で詳細を説明

①家制度や夫婦の應止を含む明治民法の穴改正（⇒現行の家族法*）をもたらし

婚姻における当事者主義（他の介入を認めない）

当事者主義⇒さまざまな形態の家族のあり方を導くことも可能
24条2項の個人の尊厳と同性の本質的平等に基づく立法

②家制度廃止以後の家族内の性別役割分担、およびそれに基づく差別や暴力の根絶を図る

家制度の廃止によって、家族内のさまざまな矛盾や人権侵害がなくなるわけではない。

*家族法：主には民法第4編（婚姻）と第5編（相続）

家制度との構造的類似性（男性優位の支配秩序）

③非暴力に基づく平和主義の柱となる条文

帝国主義・植民主義国家であった大日本帝国の軍事主義を支えた家父長支配と性支配を否定

男性支配秩序からなる軍隊／軍事組織を否定

24条の平和主義的価値

男性支配イデオロギーに基づく軍事組織内の秩序（＝家制度の秩序との共通点）の否定

大日本帝国の帝国主義・植民主義とそれらの遂行手段である軍事主義を支えた家父長制・家制度の否定

軍事主義の維持＆拡大が求める（公的に理想とされる）家父長制・家父長主義・家父長制（助け合い）を否定

平和のうちに生存する権利（平和的生存権）（＝恐怖と欠乏からの解放の多様性と「個人の尊厳」「同性の本質的平等」）

権威主義的環境の下での家族内の暴力こそが社会の暴力をつくる。

恐怖や欠乏にはさまざまな形態のジェンダーに基づく暴力から生じる恐怖や差別、貧困などが含まれる。

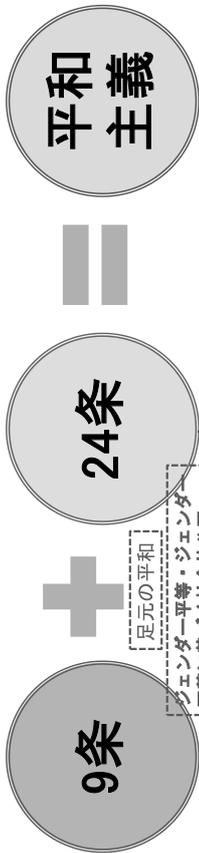
個人の尊厳の存在意義とは、さまざまな権力関係やしがらみの中で生きることが切り捨てられたいし、しないようにし、そのための法的救済を担保することにある。

では、平和を達成するために、24条は家族がどのような場になることを想定しているのか。

また、そのためにどのような施策を求めているのか。

非暴力に基づく平和主義

憲法9条だけでは平和を達成できない



平和主義の主な柱となる24条と家族

- 差別や暴力に依拠しない(武器を用いて戦うことを選ばないことを含む)人間を育てる場
- 軍国主義やそれを支える愛国心を強いるような国家に従順に従わない人間を育てる場
- 強権的な政府を生まない努力をする人間を育てる場
- 強権的な政府が誕生してしまつたときに抵抗できる人間を育てる場

● 戦争は突然はじまるものではない。

● 準備期間・戦争につながるもめごと・緊張関係などがある (例：ロシア・ウクライナ情勢、東アジア情勢)

● 加えて、軍事主義や実際の戦争・武力行使を支える精神構造の醸成もさまざまな方法でなされていく (例：教育、ナシヨナリズムの手段としての国葬、恐怖心の煽りなど)

26

進む南西諸島での自衛隊の配備



宮古島駐屯地に入る地对艦ミサイル発射装置搭載車両 (2020年、講演者撮影)

● 平時と戦時は別々の事象ではない。

● 平時の延長線上に戦時がある (⇒ 予防条項としての憲法9条のたてつけ)。

● だからこそ、平時から戦争・武力行使に向かう道を形成する構造を見抜き、軍事の芽を摘み、草を抜く必要がある。

● 戦争や武力行使に向かわない非暴力的な社会を構成するためには、暴力・支配に依拠しない個人を育成することが重要

27



通底する家父長的社会規範とジェンダー化された戦時経験

- 平時の日常生活を通して醸成・温存されてきた男性優位の家父長的社会規範や戦時を支える精神構造に着目する必要性
 - ナショナルリズムの強化
 - 戦時により一層その威力が増大
- 戦場での相手を打ち負かさず発想：平時において暴力を承認する土壌から生まれる。
 - 軍隊：男性優位の秩序。兵士たちは暴力を承認する土壌の中で訓練を受ける。戦場ではそれらが大きな暴力を生む戦闘性になる。
 - ジェンダーに基づく差別や暴力はより一層露骨に生じやすくなる
 - ⇒ ジェンダー化された経験へ（戦時性暴力、避難生活におけるジェンダー化された貧困などを含む）
 - ⇒ 例：日本軍性奴隷制、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性、軍事侵略下のウクライナ女性、戦乱の中で生き続けてきたアフガン女性等

単純な「戦争反対」アピールでは事態の改善に結びつかないことがあることにも留意が必要（ガザでの学び）



抑圧の構造を的確にとらえ、それに挑撃することの必要性。ときに戦争反対のストップボタンが隠す抑圧構造を見逃さない。



（ともに2022年、講演者撮影）

憲法24条は私たちの生活に最も密接なつながりがある憲法条文

個人の尊厳は自分の足元の生活の中から確立し、国内外の状況を繋げていくことが重要

個人の尊厳とジェンダー平等なくして、平和で民主的な社会をつくることはできません。24条の意義を多角的に学ぶことが強く問われているのではないのでしょうか。

ご清聴、誠にありがとうございました。

第 67 回はたらく女性の中央集会 in 大阪 スローガン

武力で平和は守れない いまこそ憲法 9 条の力をいかそう

格差と貧困をなくし、生き生きと働ける社会を実現しよう

いのち・くらし・平和まもる女性の共同でジェンダー平等の実現を

基調報告

はじめに

はたらく女性の中央集会は、女性労働者や自営業・農山漁村ではたらく女性たちが要求をもちより、はたらく権利と雇用・くらし・平和を守り、女性の地位向上と男女平等の実現をめざし、交流・学習・討論する場です。

新型コロナウイルス感染症の大流行によって、貧困と格差が一層拡大しています。女性の非正規雇用労働者が、雇用調整弁として扱われ、女性や子どもを含む弱い立場の人が犠牲となっています。その結果、自殺者の増加など深刻な状況にあります。

2021 年秋、岸田政権がスタートしましたが、中身は前政権の実現できなかった改憲、軍拡を加速化させる一方、国民の苦難の声には、耳を傾けていません。

国の責任によるコロナ感染防止対策をみても、根本的対策を怠ったままであり、自治体任せ、個人任せとされています。加えて、長引くコロナ禍に加え、賃金が上がらない中、物価高騰が続いています。

岸田政権は、2022 年 2 月からロシアのウクライナ侵略に乗じて、中国などへの対抗を露わにし、軍事力の抜本的な強化を掲げました。7 月の参議院議員選挙では、改憲勢力が 3 分の 2 となり大軍拡と改憲策動の勢いが一気に増しました。

加えて、急逝した安倍元首相について岸田首相は、法的根拠のない「国葬」を国会で審議することなく閣議決定をしました。このことに対して、「憲法違反」「民主主義を壊す」と、国民世論が日に日に高まり、全国各地の女性が抗議の声をあげ行動に参加。抗議行動が広がったこともあり新聞各紙

が行った世論調査でも6割が「国葬反対」の審判を下しました。しかし、政府は、9月27日、安倍元首相の「国葬」を強行。「国葬強行」に対する抗議行動は47全都道府県にのびりました。

「国葬」問題と同時に、安倍元首相の銃撃事件のきっかけとなった統一協会と政治家・政権との癒着問題が、次々と明らかにされています。統一協会は、霊感商法など反社会的カルト集団であると同時に、自分たちの「教義」を広めるために、政治家工作をおこなってきました。そして、「教義」と一致する政治家と一体的に、「選択的夫婦別姓」「LGBT理解増進法」「性教育」などジェンダーバックラッシュも進めてきたものです。

多くの国民・労働者が、いのち・暮らしへの不安と危機を感じています。安全安心な世界を継続するために必要なのは武力ではありません。世界に誇る平和憲法を守ると同時に、9条の力をいかすこと、憲法がいきる社会の実現が必要です。

誰もが安心して、自分らしく生き、暮らせる社会の実現のために、日本国憲法・女性差別撤廃条約が生かされる社会をつくるために、さらに女性の共同を広げていきましょう。

I. 情勢の特徴

(1) 憲法をいかし、国民のいのちと暮らしを守る政治への転換を

2022年7月の参議院選挙で自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党などの改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2以上の議席を維持しました。岸田首相は、選挙後、早期の改憲発議に向けた取り組みを進める強い意欲を表明しました。しかし、世論調査では、政権の優先課題として改憲を挙げる声は少数であり、国民の多くは改憲論議の加速を求めています。選挙前に時事通信が行った出口調査では、有権者が重視した政策のトップは「景気・雇用対策」30.2%で「憲法改正」は4.7%にすぎませんでした。また、「読売」の調査でも、岸田政権に最優先で取り組んでほしい課題は「景気や雇用」91%が最多で、「憲法改正」は37%であるものの、国民の声に耳を傾けない岸田政権は、軍事力の強化を掲げ、8月31日に防衛省の2023年度予算の概算要求を過去最大の5兆5947億円に計上しました。

10月3日、岸田首相は、第210回国会の所信表明の中で、憲法改正は、最終的には、国民による判断が必要で、発議に向け、これまで以上に国会での積極的な議論が行われることを期待すると述べ、虎視眈々と改憲発議を進めようとしています。

日本は平和憲法9条の下で、自衛隊は1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していません。日本を再び「戦争する国」にすることは許されません。必要なのは、憲法9条を生かすこと、そして、国民の多くが必要とする景気・雇用対策などに力を入れ、国民のいのちと暮らしを守る政治を行うことです。

(2) 国政の私物化ではなく国民のための政治を

7月8日、安倍元首相が、銃撃され亡くなりました。安倍元首相は、歴代内閣が堅持した憲法解釈を変更して「集团的自衛権の行使」を容認し、森友・加計学園や桜を見る会を巡る問題では権力の私物化も指摘されたものの、有耶無耶のままにされたままでした。こうした中、政府は、安倍元首相の死去に伴い「国葬」で行う事を閣議決定しました。岸田首相は、国葬を行う理由の一つに首相在職日数が憲政史上最長であることを挙げ「国内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられている」「わが国は暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」などと述べていますが、1947年に国葬令が廃止さ

れ葬儀の形式や基準、法令上の規定はありません。

閣議決定で決まった国葬は、憲法 19 条（思想信条の自由）に反してすべての国民に弔意を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。コロナの爆発的な感染拡大とともに急激な物価高騰が暮らしに影響を脅かしているもとで、政府がやるべきことは「国葬」ではなく、医療体制の確保と拡充によって命を守ることであり、消費税減税や大幅賃上げによって暮らしと経済を支えることです

今回の事件で、自民党と統一協会と一体の「国際勝共連合」の関係が注目されています。2012 年に自民党は憲法改正草案を出しましたが、改憲の優先課題として掲げる(1)緊急事態条項の創設(2)家族条項の創設(3)9 条への自衛隊明記は、勝共の改憲案と同じであることから、勝共連合が、日本会議勢力と並んで、自民党の改憲路線を強く後押ししている実態が浮かび上がります。

全労連の小畑雅子議長は、9 月 19 日に代々木公園（東京）で行われた「安倍元首相国葬反対！改憲発議と大軍拡やめろ！さようなら戦争さようなら原発 9.19 大集会」に連帯し、同日 18 時から「#今からでも国葬中止を」の Twitter デモを呼びかけました。36 時間あまりで 23 万を超え 5 日間で 60 万ツイート超となるなど、多くの労働者や市民が共にできる行動によって世論を動かし、9 月 27 日の国葬反対は 47 都道府県全県での抗議行動に繋がりました。

内閣の支持率が急落しています。時事通信が 10 月 7～10 日に実施した世論調査で、岸田内閣の支持率は、政権発足後最低だった前月と比べ 4.9 ポイント減の 27.4%となりました。政権維持の「危険水域」とされる 20%台に落ち込んだのは初で、菅内閣で最低だった 2021 年 8 月の 29.0%も下回る結果となりました。支持率の低下は、「物価高対策」「国葬」「統一協会」などが大きく影響しています。岸田首相がやるべきことは、前首相が関わったとされる「森友・加計・桜を見る会」など国政私物化疑惑の解明と、国民が主人公となる、国民のための政治を実践することです。

（3）女性たち・国民の運動が情勢を動かしている

2022 年 4 月 10 日に行われた京都府知事選挙には、市民からの要望に応える形で立候補した京都総評梶川憲議長が立候補し、広範な市民や団体でつくる「つなぐ京都 2022」とともに運動を展開。京都総評女性部も積極的に参加し、私たちの声を代弁する知事の誕生を実現しようと、「集いや学習」「シール投票による対話型宣伝」「女性チラシ配布」「スタンディング」「Twitter デモ」等、様々な取り組みを行い、支援者拡大や、女性の繋がりが広がった選挙となりました。また知事選は、①いのちを守り、支え育む、②生業支援で「賃上げ底上げ」、「原発と、北陸新幹線延伸の 2 つを止める」が、マスコミで争点として大きく取り上げられ、府民からの多くの共感を得たことに加え、最賃 1,500 円と中小企業支援、公契約条例などが注目を浴びるなど、労働組合の要求がそのまま公約を語ることに繋がりました。

9 月 11 日、沖縄県知事選が行われ、無所属現職の玉城デニー知事候補が再選しました。玉城候補は、1 期 4 年の実績と復帰 50 周年の節目で取り組んだ新たな建議書で掲げた「平和で豊かな沖縄」をめざす姿勢や、辺野古の新基地建設反対、普天間飛行場の閉鎖撤去と早期運用停止などの政策が評価され、オール沖縄勢力の票を確実に取り込み、浮動層からの支持を得ました。その結果、基地移転の容認を明確に打ち出した与党推薦候補を 6 万 4846 票差で破り、反対派が知事選で 3 連勝を果たしました。今回の選挙で、改めて「辺野古ノー」の民意が明確となりました。岸田政権は建設に固執していますが、完成は早くても 2030 年代半ばと見込まれていることから、「基地負担軽減」という主張の正当性は失われています。

この沖縄の県知事選挙の「オール沖縄」のとりくみの教訓から、安倍・菅・岸田政権がめざす改憲・9条破壊の政治ではなく、この間の「国葬」問題、「統一協会」問題、「物価高騰・コロナからの暮らし・いのちまもる」問題で、「市民と野党の共闘」を広げることで、「憲法・民主主義のいきる」社会の実現は可能です。岸田政権の支持率急落を作り出してきたのは、草の根の女性たち、国民の動きであり、これからも、引き継いでいきます。

(4) 消費の活性化こそが経済回復へのカギ

国際的な原材料価格の上昇に加え、ロシアのウクライナ侵略に、円安が加わったことで、身近な食料品、光熱費や、交通機関等の値上げを行いました。その結果、私たちの家計にも大きく響いています。今の物価高は消費税 5%に相当していますが、日本銀行の黒田東彦総裁が、「家計は値上を許容している」と発言したことに批判が殺到しました。加えて、政府はインボイス制度を実施して、消費税収を2,480億円も増やそうとしています。インボイス制度は年間売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスを課税業者に仕立て上げて消費税を搾り取るという計画です、岸田首相は、増税分は「基本的に消費者が負担する」としており、インボイス制度は税率変更を伴わない増税策です。

帝国データバンクによれば、10月は再値上げも含め6500品目以上が予定され、累計約2万品目超のうち3割以上を占めています。加えて、雇用保険料の引き上げや、後期高齢者の医療費の窓口負担の増加が家計を圧迫する制度変更が相次ぐことから、家計にとって厳しさは増すいっぽうです。

世界ではコロナ禍、インフレ(=モノの価値が上がる)対策96か国と地域で物価高を受けて消費税・付加価値税の減税を実施しています。消費の活性化は経済回復につながります。解決策として、消費税減税はもっとも効果的とされています。

(5) 最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制を求める世論の広がり

普通に働けばだれもが普通に暮らせる社会は憲法の基本的人権規定です。人間らしいゆとりのある生活には、時間外労働を減らし所定労働時間を誰でも(男女ともに)生活時間を確保し、ジェンダー平等をすすめるため、1日7時間にする労働時間短縮運動が必要です。

「新しい資本主義」を打ち出した岸田政権は、6月7日に閣議決定した「骨太方針2022」で、「資産所得倍増プラン」として、「貯蓄から投資へ」と強調しましたが、首相立候補時に公約で掲げた「分配政策」はなくなり、肝心の所得を増やす具体策はありません。JNNの世論調査でも貯蓄のない人が34%。貯蓄があっても、投資に回せるほどゆとりのある人は一部です。

8月2日、中央最低賃金審議会は2022年度の最低賃金の目安を厚生労働大臣に答申。全国加重平均961円(3.3%)、地域別ではABランク31円、CDランクは30円とし物価高騰に配慮して過去最高の額となったといいますが、諸外国では、物価高騰のもとでも、最低賃金を大幅に引き上げています。

今年の特徴は、中賃がABランクとCDランク格差を広げる目安が出されたのに対して、格差の縮小を求める地方の抵抗で、CDランクを中心に目安を1円から3円上回る改定額を答申していることです。8月22日現在で、22県で目安を上回る改定額が答申され、地域間の格差も221円から219円と2円縮まりました。

しかし、日本の物価上昇3%を考えると、今回の引き上げは、不十分としか言えません。また、2010年の政労使の雇用戦略対話では、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」ことが合意されており、本来なら既に1,000円を超えなければなりません。

すべての労働者に人間らしい働き方と生活が確保できるように労働組合の社会的な役割として、賃金引上げ・底上げにこだわったたたかいが必要です。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査結果」では月額 24～25 万円、時間額 1500 円以上の収入が得られるよう賃金底上げが必要との結果が出ています。全国一律 1500 円を実現することは、「格差と貧困の解消」と共に、男女間の賃金差別の解消につながります。

8月8日人事院は、政府と国会に対して、国家公務員の給与に関する勧告・報告及び公務員人事管理に関する報告を行いました。官民較差は、月例給、一時金ともにプラスとなり、俸給表の水準は 921 円 (0.23%)、一時金は 0.10 月分の改善を勧告しました。

今年の勧告は、急激な物価上昇下の生活改善に遠く及ばない極めて低額なもので、長引くコロナ禍のなかで奮闘する職員の労苦や、前年度の減額調整分と今年度の減額分が二重に減額されたことにより過去最大の減額となった 6 月期一時金の支給直後の職員の生活などにも応えていません。また、非常勤職員の、休暇制度や諸手当についてはまったく触れられず、均等待遇にはほど遠いものとなっています。

また、国家公務員や自治体職員は、地域手当を含めても最低賃金を割り込む高卒初任給になっていることや、自治体の会計年度任用職員は、職種により最低賃金すれすれの職員も少なくありません。物価上昇を上回る賃上げが必要となっている今、最賃引き上げと併せて、人事院勧告によって国家公務員賃金を引き上げ、自治体での賃金確定闘争を強めて、公務労働者の賃金・労働条件の改善を勝ち取る必要があります。

財務省が 9 月 1 日に発表した統計によれば、大企業の内部留保は 2021 年度末で 483.4 兆円となり、前年度と比べ 17.5 兆円も増えています。円安によって、輸出企業を中心に経常利益が過去最高を更新しています。労働者の賃金を抑える一方で、株主への配当金を内部留保に回すことは断じて許されません。

(6) 社会保障の拡充を

政府の使命は、憲法がいかされる社会の実現をめざし不断の努力を惜しまないことです。しかし、政府は、新自由主義を貫く誤った政策を「数の力」で押し通してきました。その一つが、社会保障の削減と抑制です。平時から有事に備えた対策を疎かにしてきたことは、新型コロナウイルスの医療現場や保健所などの体制の脆弱性をみれば明らかです。また、国民の暮らしは一層厳しくなり、経済的、社会的に弱い立場の人が増えたことをみても政府の失策は明確となりました。

しかし、コロナ禍においても、医療費抑制と、病床削減を進め、2019 年 1 月からの 1 年間で、療養病床を中心に全国で 2 万 1,350 床が削減されました。

2021 年通常国会で成立した改正医療法は、地域医療構想・働き方改革・医師偏在対策を「三位一体」で進める方針が盛り込まれています。医師の増員を抑制する一方で医師の労働時間短縮を口実に医師体制や診療科の集約化をはかり、病院統廃合を促進することが狙いです。

年金カット法、マクロ経済スライドにより、年金支給額が毎年減らされてきました。今年も、コロナ禍で物価が上がっているにも関わらず-0.4%の引き下げとなりました。コロナ禍・物価高のなか、年金の引き上げが必要であり、最低保障年金制度を求めていきます。

昨年、今年と通園バス内の園児取り残し事件により、幼児の命が失われています。新自由主義政策により保育の規制緩和がすすみました。改めて、よりよい保育をおこなうためにも、保育士の配置基準の

見直し、処遇改善が必要です。2022年2月から看護師、保育士、介護士の全額国費による処遇改善支援補助金が始まりましたが、全産業平均賃金との差を埋めるものにはなっておらず、対象外とされる職場・職種等もあります。加えて、この処遇改善は10月から介護報酬に組み込むとされているため、利用者は新たな負担が発生します。国庫負担増による処遇改善が必要です。

生活保護は、2012年、自民党が政権公約に生活保護費の10%削減を示し、以降、2013年に平均6.5%・最大10%の生活扶助基準の引き下げが決められ3回に分けて実行しています。生活保護費の減額処分は憲法25条に違反するとして「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」（いのちのとりで裁判）が行われていますが、2020年6月の名古屋地裁では不当判決を克服した歴史的な勝利判決となりました。また、2021年2月22日、大阪地裁では、生活保護費の減額処分は違法だとして、処分を取り消す歴史的な原告勝訴の判決がでています。2022年3月7日の秋田地裁で行われた裁判は、不当判決となりましたが、10月19日、横浜地裁で行われた神奈川県生存権裁判で、裁判長は「生活保護費削減は厚生労働相の裁量権を逸脱し、生活保護法に違反する」と判断し、処分の取り消しを命じました。また、厚労相の判断には「最低限度の生活の具体化に関する判断の過程に過誤、欠落があるというべき」だとしています。

政府は、この他にも、外来受診時の定額負担拡大、医薬品の保険給付範囲の縮小、75歳以上の医療費負担割合の引き上げや、6月からは年金引き下げを行うなど、更なる改悪を進めています。

（7）ハラスメント禁止法制定を

2020年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されたことによって、パワーハラスメントの防止措置が事業主の義務となり、2022年4月1日からは中小企業主でも義務化がされています。

厚労省は、「女性労働者の、「職場での『いじめ・嫌がらせ』の相談件数が年々増加しており、「パワハラ・セクハラ」の防止対策は喫緊の課題」としています。

2021年6月25日、暴力とハラスメントを禁止する初の国際条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約（ILO190号条約）」が発効しました。日本は批准しておらず法的規制がないことから、パンデミック以降、ハラスメントはさらに増えている状況にあります。暴力とすべてのハラスメントを禁止する法整備と、ILO第190号条約の批准の実現を求めましょう。

世界の目標・水準を日本のあたりまえにすること、女性の視点を政策に生かすことは、女性だけでなく誰もが安心して生きる社会の実現につながります。これらのことを実現するためには、正しい情報を知ること、学習をすること、おかしいと思う事には、声をあげ共に行動をする仲間を増やすことが重要です。

11月25日「女性に対する暴力撤廃国際デー」は、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に取り組むため、2008年に国連で制定されました。婦団連が2019年以来毎年国会前でアピール行動を呼びかけ女性労働者も結集し、参加者が広がっています。国内外の連帯行動をさらに広げましょう。

（8）唯一の戦争被爆国である日本こそ核兵器禁止条約に参加を

6月21日から23日、核兵器禁止条約の締約国による初の会議で、「核兵器と人類は共存できない」とする「ウィーン宣言」が採択されました。宣言では「核抑止論」を誤りだとし、また、核兵器の使用やその威嚇は、国連憲章を含む国際法への違反だとし、「明示的でも暗示的でも、いかなる状況下であろうと、あらゆる核兵器の威嚇を非難する」と強調。この宣言は「本条約と核不拡散条約（NPT）

の補完性を再確認する」と指摘し、核兵器禁止条約による包括的核兵器禁止が、核保有国に核軍備撤廃交渉を義務付けた NPT 第 6 条の実践を前進させたと述べています。

8 月 1 日、第 10 回核不拡散条約 (NPT) 再検討会議が、国連本部で行われました。今回の会議は、21 年 1 月に核兵器禁止条約が発効してから初の再検討会議となりました。初日の一般討論では、34 の国・地域のうち 10 以上が禁止条約に言及し、核軍縮の交渉を義務付けた NPT 第 6 条を実践するものとして歓迎しました。

8 月 6 日、広島市で行われた平和記念式典には、ロシアのウクライナ侵略で、核兵器使用への懸念が広がるなか、99 か国の代表と岸田首相、グテーレス国連事務総長らが参列しました。

松井一実市長は平和宣言で、核保有国のロシアが非核保有国のウクライナに侵略した、「核兵器による抑止力なくして平和は維持できないという考えが勢いを増している」ことについて懸念を示めずとともに、日本政府に対しては、核兵器禁止条約への参加を呼びかけました。グテーレス国連事務総長は、「深刻な核の脅威が中東から朝鮮半島、ロシアによるウクライナ侵攻へと、世界各地で急速に広がっている。核保有国が核戦争の可能性を認めることは断じて許容できない」と強調し、「広島の恐怖を常に心に留め、核の脅威に対する唯一の解決策は核兵器を一切持たないことだと認識しなければならない」とし、「ノーモア・ヒロシマ ノーモア・ナガサキ」と訴えました。

一方で、岸田首相は、「非核三原則を堅持しつつ、『厳しい安全保障環境』という現実を『核兵器のない世界』という理想に結びつける努力を行う」と強調し、「核不拡散条約 (NPT) を国際社会が結束して維持・強化していくべきだ」と述べたものの、式典後の被爆者団体代表との対話では、核保有国が条約に参加していない現状で、日本が参加する考えはないことを改めて示しています。人類が核兵器を決して使用しないことを保証するために、唯一の戦争被爆国日本こそ、今すぐに、核兵器禁止条約を批准し、核兵器の放棄と廃絶に向けたイニシアチブを積極的にとるべきです。

(9) 原発再稼働・増設ではなく再生可能なエネルギーへの転換を

8 月 24 日、岸田首相は、次世代原発の開発と検討をする方針を打ち出しました。最長 60 年としてきた原発の運転期間延長の検討のほか、新潟県の東京電力柏崎刈羽原発や宮城県の東北電力女川原発など 7 基について来年夏以降の再稼働をめざすとしています。これは、福島第一原発事故への反省が全くありません。経団連はこの他に、原発の新設方針の明示を求めており、これまで政府は建て替えや、新増設は想定していないとしてきただけに、新方針の撤回を求める抗議の声が広がっています。

(10) 食料輸入依存の政策の転換を

この間、政府は、地域的な包括的経済連携協定 (RCEP) を可決や、TPP を導入による自由貿易化を推し進めてきました。その結果、農業全体で数千億に上る生産額の減少の見込みや、自由貿易化によって、将来に展望が見いだせず、農業の担い手が減っています。

1965 年、日本の食料自給率は 73%でしたが、2020 年度は 2018 年度と並び過去最低の 37%に落ち込みました。2021 年度の食料自給率は、38%と依然低いままで。農林水産省は、2030 年度までに、食料自給率を 45%に高める目標を掲げています。そうであれば、食料の安全保障の重要性をみても、国は責任を持って、輸入依存の見直しを行い、生産者を支え、育成していくための政策と予算に力を入れるべきです。

(11) 生理の貧困をなくすとりくみ

学校や公共施設などの個室トイレに生理用品の常備の運動が広がっています。

内閣府の調査では、学校などに無償配布する都道府県・市区町村は715(2022年7月1日時点)で、全自治体の4割になっており、広島、愛媛、鳥取が7割以上となっています。「トイレットペーパーのように生理用品の常備を」の運動が全国で広がり、多くの自治体で実現してきています。子どもたちからは、「トイレの個室に」「保健室に取りに行きにくい」などトイレ(個室)に常備してほしいという声が多くを占めています。

2022年3月、厚労省は『「生理の貧困」が女性の心身の健康等に及ぼす影響調査』(18歳以上の3000人)を行い、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人は1割を超え、購入できないときの対応として半数の人が交換頻度を減らす、トイレットペーパーで代用するなどこたえ、その7割が「かぶれ」などの症状を訴えています。「入手できず、学校や職場を早退・遅刻した」という人も4人に1人です。生理用品は毎月500~800円、年間にして1万円前後の経済的負担でもあります。人権の視点に立った包括的性教育とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った社会全体での対応をすすめることが求められています。

新婦人では、全都道府県で行政への要請を繰り返し行っています。学校に出向いて懇談し、子どもたちへのアンケートで寄せられた声を届ける、子どもたちと一緒に地域で性教育に取り組むなど多彩な運動がひろがっています。内閣府の「地域女性活躍推進交付金」は学校常備を対象としており、他にも「地域子供の未来応援交付金」や「地域創生臨時交付金」等も活用して地域や学校の子どもの居場所での生理用品の常備を進めているケースもあります。本来は、学校の日常的な経費として、国から地方自治体への交付税の算定根拠に加算されるべきです。

(12) 未来を担う子どもたちの社会を創るのは大人の責任

日本国憲法第26条では、等しく教育を受ける権利が謳われています。また日本政府は、2012年に「幼稚園から大学院まで、すべての教育段階において無償教育を実現する」国際公約をしました。しかし、2022年の現時点においても未だに無償化を実行していません。教育への公費支出は、OECD加盟国平均の対GDP比4.1%に対し2.8%と最低水準のままとなっています。

教職員定数は、「小学校における35人以下学級の推進」によって増員につながったものの、自然減など教職員定数全体で3,302人の大幅減を行うとしています。これは、抜本的な教職員定数改善に背を向けるものです。長時間・過密労働など教職員の負担を軽減するための抜本的な改善が必要です。

コロナ禍の影響で生活難、修学難の学生が増加しています。政府は、現金給付を掲げたものの、対象者を限定したため救済にはなっていません。

岸田内閣が進めるICT(情報通信技術)教育は、経済産業省の主導で行われてきました。2015年にOECD(経済協力開発機構)の国際的な学習到達度調査委員会がまとめた加盟国の学校の報告によれば、読解力、数学、科学の3領域でコンピューターの利用時間が長いほど学力は低下しているとしています。子どもたちの創造性や探究心を伸ばすには、協同の学びである教育の質を高めること、そのためには、少人数学級とあわせて教職員定数の改善が必要です。

Ⅱはたらく女性の実情

国際基準を日本の当たり前前に ジェンダーギャップ指数の解消は喫緊の課題

7月13日、世界経済フォーラムが「ジェンダーギャップ指数2022」を発表しました。日本は146か国中位116位と主要7か国中、東アジア太平洋地域においても最低の結果となりました。

日本は第1回の2006年0.645の80位と比べると、スコアがわずかに上昇した一方で、順位は大きく後退しています。日本が足踏みしている間に、他国では、ジェンダー平等の取り組みを進めたことで、後れをとっているのが現状だと言えます。分野別データをみると、特に深刻なのが政治で、日本は0.061の139位（前年0.061：147位）です。国会議員（衆院議員）の女性割合、大臣の女性割合がいずれも低く、過去に女性首相が誕生していないことも低評価につながっています。加えて、経済分野では121位となり、前年117位からスコアを下げました。指標別では、管理職の女性割合が130位と特に目立っています。一方、高等教育を外したため教育のスコアは1.000（評価4項目とも「完全平等」）の1位（21カ国が同率、前年は0.983の92位）、健康は0.973の63位（前年は0.973の65位）でした。

世界経済フォーラムは、新型コロナウイルスの感染拡大で世界的に女性のほうが失業などの影響を大きく受け、ジェンダー平等の達成が「一世代分遅れた」と指摘しており、各国に取り組みの加速を求めています。世界経済フォーラム2020年の報告では、男女格差は100年以内に解消されるとしていましたが、現在のままでは、完全なジェンダー平等を実現には、132年かかると指摘しています。

国の政策方針決定過程の女性参画

7月10日に投開票された参院選では、女性候補者の当選が過去最多の35人に上り、全当選者125人に占める女性の割合は28%と最高となりました。

しかし、女性候補の擁立については政党間での温度差も見られました。立憲民主党と共産党が候補者の半数以上を女性とした一方で、与党の自民、公明両党はいずれも2割台前半にとどまっています。2018年に施行された「政治分野における男女共同参画推進法」では、男女の候補者数を同数に近づけるよう各政党に求めています。今回の結果を受け、国会議員全体に占める女性は計110人で、7人に1人の割合にしか到達していません。

OECD公共ガバナンス委員会が2009年以降隔年で発行している公的部門の国際比較「図表でみる行政」(Government at a Glance 2021)によれば、国家公務員の上級管理職(局長・審議官級)は、1位のカナダが44.6%、日本は4.2%です。中級管理職(本省課長級)は、1位のドイツ51.3%に対して日本は4.9%と低値です。またその他の役職に占める女性割合では、1位のドイツが71.4%に対して、日本は20.4%の低値となっています。

とりわけ賃金が低い女性労働者

国税庁の令和2年分民間給与実態調査によれば、1年を通じて勤務した労働者の平均給与は男性532万円に対して、女性はほぼ半分の293万円です。また厚生労働省の「令和3年賃金構造基本統計調査」でみる一般労働者の男女間賃金格差は、男性100に対して、女性は75.2と、依然として賃金差別は続いています。

2015年9月「女性活躍推進法」が施行されました。この法に基づき、国や地方公共団体、常時雇用する労働者数301人以上の企業は、1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、2) その課

題を解決する数値目標と取組内容を盛り込んだ行動計画の策定や公表、3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられましたが、賃金格差、女性登用が進まない、出産・子育てなど制約を抱えた女性が正社員として働きにくい雇用環境があります。

4月1日、改正女性活躍推進法により、これまで301人以上の企業を対象としていた情報公表の義務付けが101人以上300人以下までに広がりました。この改正によって、従業員が101人以上300人以下の企業でも、男女の賃金格差を含む16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要となったことから、使用者に対して積極的に、格差是正が進むよう追及することが重要です。

7月8日、女性活躍推進法の省令が改正され、働く男女の賃金格差が、従業員301人以上の企業で公表義務となりました。(同日施行) この施行に伴い初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表することとなりました。

女性の働き方M字カーブから新たなL字カーブ・胃袋型が意味する深刻な格差

女性の正規雇用率は、男女雇用機会均等法施行前の1985年は67.9%でした。しかし、2020年には45.6%と5割を下回り、女性の雇用の半数を非正規が占めるようになりました。男性の非正規雇用の割合も大きくなっていますが、2020年現在男性の正規雇用割合は77.9%と約8割を占めています。

女性の働き方をM字カーブで表現することがあります。出産や育児を機に一度仕事をやめて、再び働き始める女性の働き方を表す用語ですが、20代に上昇した労働力率が出産・育児期にあたる30代に落ち込み、再び上がる様子がM字に似ていることから、M字カーブと呼ばれてきました。長年、女性の継続就業を阻む壁の解消が課題とされてきましたが、働く女性の増加などでM字の谷が浅くなってきました。

一方で、2021年女性の正規雇用率が20代後半に5割を超えてピークに達した後、下がり続ける様子を目指したL字カーブ・胃袋型が初めて登場しました。特徴は、年齢が上がるとともに正規雇用の就業率が下がり、非正規で働く人が増えています。これは、家庭生活との両立が困難な正規雇用の長時間過密労働と、一度離職すると正規採用の選択肢が限られることが考えられます。第一子出産後の継続就業率は、約53%(2010年~2014年に第1子を出産した女性)にまで上昇していますが、まだまだ辞める人も多く、2020年全労連女性部が実施した育児休業取得率をみても、正規労働者では、仕事をやめた人が1.6%に対して、非正規では、27.8%と約3割の人は退職をしています。

誰もが輝く政策を

2022年6月3日、政府は女性活躍や男女共同参画の分野の重点方針をまとめた「女性版骨太の方針2022」を決定しました。方針では「日本の男女共同参画の現状は諸外国に比べ立ち遅れていて男女間の賃金格差を含む労働慣行や固定的な性別役割分担意識など構造的な問題がある」と指摘。「女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しないのが実態」だとして、対応の鍵に「女性の経済的自立」を掲げています。その中で、従業員が301人以上の企業に対して、男女間の賃金格差の開示を義務化することや、女性のデジタル分野での就労支援を今後3年間集中的に推進するとしています。また、離婚した母子家庭の養育費の受領率が約24%にとどまっていることから、ひとり親を支援するため「養育費を支払うのは当然のことだ」という意識改革を強力に進め、受領率の達成目標を定めることも盛り込まれました。加えて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消す

るため「結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという価値観で女の子を育てることのリスク」について、認識を広めると明記しています。今回の方針では初めて、「男性の家庭・地域社会における活躍」も柱のひとつに掲げられました。

自公政権下では、社会保障を削減し正規労働者の長時間労働を放置したまま、置き換えのきく安価な非正規労働者を増やす政策がとられ続けています。加えて、女性蔑視発言を繰り返し、「選択的夫婦別氏制」を認めず、LGBT と呼ばれる性的マイノリティーの人たちへの理解を促進するための法案も認めていません。

世論調査でみる男女の平等感と家庭的責任の現実

「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」でみる男女の地位の平等感で、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が 21.2%、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が 74.1%（「男性の方が非常に優遇されている」11.3%「どちらかといえば男性の方が優遇されている」62.8%）となっています。各分野については、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で 61.2%、「自治会やPTA などの地域活動の場」で 46.5%、「家庭生活」で 45.5%、「法律や制度の上」で 39.7%、「職場」で 30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 22.6%、「政治の場」で 14.4%。という結果になっています。

男性の民間企業の育児休業取得率は、2018 年 6%（女性 82%）、2020 年 13%（女性 82%）となっています。日本は特に「性別役割分担」意識が強く、女性が担うものとされてきましたが、男性の長時間労働が大きく影響しています。2018 年男女共同参画の調査によれば、6 歳未満の子どもをもつ男女の一日当たりの家事・育児時間は、女性 7 時間 34 分に対して、男性 1 時間 23 分です。また、厚生労働省の令和 2 年版過労死等防止対策白書によれば、週労働時間が 49 時間以上の日本の労働者の割合は 18.3%（男性 26.3%、女性 8.3%）です。

女性労働者の半数が妊娠・出産の際に退職しています。再就職の際は非正規雇用になることが多く、低賃金、不安定雇用が強いられています。これは、女性労働者の責任ではありません。女性が、働きたいと願っていても働き続けることが困難な、職場と社会状況にこそ問題があります。

妊娠・出産・育児・介護は、人生をまっとうし未来に引き継ぐ、人間の生にかかわる重要な役割であり、女性だけが担うべきものではありません。長時間労働を規制し、子育て、介護などの社会保障を充実し、男女ともに仕事と家庭を両立して働き続けられる社会にしなければなりません。

正規雇用を中心とする、男女ともにいきいきと働き続けられる賃金・労働条件を保障する政策に変えていくことが必要です。そのためには、自立して生活ができるよう最低賃金の引き上げるとともに、同一価値労働同一賃金、均等待遇を図ることで、非正規労働者の賃金の改善は必須です。

コロナ禍の女性への DV・性暴力、自殺の増加

内閣府男女共同参画局の調査によると、コロナ感染拡大前の 2019 年度の DV 相談件数は、119,276 件でしたが、2020 年度は 182,188 件と前年度の約 1.5 倍になりました。2021 年度の相談件数は、177,110 件（暫定値）で、2020 年度と比較すると減少しているものの、毎月 14,000～16,000 件程度の相談が寄せられており、引き続き高水準で推移しています。

性犯罪・性暴力の相談件数も前年度を上回って推移しています。年度上半期ごとでみたこの調査では、2019 年 19,964 件、2020 年 23,286 件、2021 年 29,425 件と、前年度同期比の約 1.3 倍（26.4%

増)となっています。

女性の自殺者数をみても、新型コロナが拡大する前の2019年と比較して、2年連続で大幅に増加。職業別で見ると、2019年と比較して、「被雇用人・勤め人」の自殺が2年連続で大幅に増加。また、過去5年間連続で減少していた「無職者」の自殺および、「無職者」のうち「主婦」の自殺が2年連続で増加しています。

刑法性犯罪については、2017年に110年ぶりに改正がおこなわれ、改正により、暴行や脅迫を用いて性行為をする「強姦罪」は「強姦性交等罪」と名称が変わり、最も短い刑の期間は3年から5年に引き上げられました。しかし、現在、「#MeToo」「フラワーデモ」などの当事者の声もあり、性犯罪に関する刑法改正を議論する法務省の法制審議会が2021年10月から、2022年第9回(8月5日)まで開かれ、1) 暴行・脅迫要件や、心神喪失・抗拒不能の要件の見直し、2) 性交同意年齢(13歳)の引き上げ、3) 地位・関係性を利用した性犯罪を罰する類型の新設等、10項目について、議論されています。

コロナ禍を乗り越え、持続可能な社会の実現を

2021年の日本の出生数は、厚生労働省発表では81万1,604人です。2020年と比較すると2万9,321人の減となり、過去最少を更新しています。「合計特殊出生率」は、「第一次ベビーブーム」期に4を超え、以後急激に1.30まで低下しています。政府が目指す「2025年までに出生率1.8実現」の目標とは逆行し、改善されていません。この背景には、経済状況や出産・子育ての仕組みや環境整備の遅れがあります。これらのことを解消するには、①労働時間や勤務場所の選択肢を増やし、正社員の働き方をもっと柔軟にする。②正規と非正規の不合理な格差をなくし、非正規雇用の待遇を改善する政策が必要です。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を

日本は、夫婦同姓の強制、婚外子差別など民法、戸籍法に差別規定が残っており、国際基準からは大きく遅れをとっています。

10月14日、「嫡出推定」を見直す民法改正案が閣議決定されました。現行法では、離婚から300日以内に生まれた子どもは前の夫の子どもと推定する「嫡出推定」の規定が定められており、母親が前の夫の子どもと扱われることを避けるため、出生届を出さず、無戸籍者となるケースが問題となっています。政府が閣議決定した民法の改正案では離婚後300日以内に生まれた子どもでも母親が再婚している場合は今の夫の子どもと推定するとしています。

これに伴い女性のみ規定されていた離婚後100日間の再婚禁止期間は廃止されることになります。政府は、今国会での法案成立を目指しており、法務大臣は、「子の利益の保護に繋がるものと考えており、国会において十分審議され、速やかに成立できるよう、努力したい」と述べましたが、家族のあり方が多様化する中、「嫡出推定」の規定が見直されるのは、明治時代の「民法」制定以来初めてのことであり、日本の制度はいかに遅れているかがわかります。

1979年国連で、女性に対するあらゆる形態の差別をなくすために女性差別撤廃条約が採択されました。日本は1985年に批准したものの、1999年に採択された選択議定書(個人通報制度・調査制度)には未だ批准していません。女性差別撤廃条約選択議定書を批准するように国連女性差別撤廃委員会から度重なる勧告を受けていますが、無視し続けている上に、選択的夫婦別姓についても、第5次男女共同参画基本計画から「選択的夫婦別姓」の文言を削除しています。

2019年に発足した「女性差別撤廃条約実現アクション」(OP-CEDAWアクション)は、選択議定書の早期批准と、人権基準を国際レベルにするため各地で「実現アクション」を活発化させ地方議会での意見書採択運動の展開を開始しています。2022年9月末現在、全国163の地方議会が国に対して選択議定書の批准を求める意見書を採択しています。なかでも、大阪は大阪府内全44議会が意見書を採択しています。

女性の福祉増進と実効性のある施策の確立を

2022年5月19日、「困難な問題を抱える女性への支援法」が、成立しました。これまで昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する婦人保護事業による支援が行われてきました。支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性の事業対象を拡大しています。また、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになりました。

しかし、売春防止法の目的は「保護更生」なので「収容・保護・指導」はあっても「支援」の概念がありません。困難を抱える女性を保護しても、その先の自立支援は法的根拠がないこと、課題が多様化・複合化・複雑化しているにもかかわらず、個別のニーズへの対応や専門的支援が難しく、支援の全国的な基準がないために地域差が著しいことが課題でした。また、婦人相談員や婦人保護施設職員などの支える側へのケアも不十分なことが指摘されていました。

女性が困難を抱える背景には、男女格差が大きいことが原因です。貧困、性搾取、暴力被害は、形態時代を超えて変わらない課題ですが、新型コロナウイルスの発生に伴い、非正規雇用の女性が真っ先に雇用調整弁として扱われ、経済的な影響を受けました。また、女性の自殺が増えました。今回の売春防止法の見直しに66年を要したのは、女性の人権が長年軽視されてきたことにつきます。

母性保護・両立支援を知って、活用しよう

2021年、育児・介護休業法の改正に伴い、2022年4月から育児休暇の周知・意向確認が事業主の義務となりました。これは、中小企業、大企業にかかわらず、全ての事業主に適用されます。事業主に対して、育児休業を取得しやすい雇用環境整備妊娠・出産の申出をした労働者への個別の周知・意向確認を義務づけるものであることから、組合での職場周知や確認を行いましょう。また、出生時の育休制度についても今年10月から原則子が1歳(最長2歳)までが、子の出生8週間以内に4週間まで、現行制度とは別に取得可能となります。また、申出期間は原則1か月前までから原則休業の2週間まで、取得は分割不可から2回まで分割可能になります。

不妊治療休暇は、国家公務職場では、2022年1月から原則年5日(体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた日数の範囲内)で新設され、常勤・非常勤ともに有給での適用となっています。

労基法第68条は「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない」と定めており、違反した使用者は30万円以下の罰金が示されています。

全労連女性部が、2020年4月から7月に行った「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査」で、生理休暇の取得状況をみると、正規82.6%、非正規90.4%が、生理休暇をとっていません。

生理休暇を取得しない理由では、全体として「苦痛でないので必要ない」が 36.7%、6 割を超える人が苦痛を感じながら生理休暇を取れずにいます。「人員不足や多忙で職場の雰囲気としてとりにくい」が 28.7%、「はずかしい、生理であることを知られたくない」が 28.7%と多く、「就業規則にない」は正規 2.3%、非正規 16.1%と回答していることから、職場での条件整備を進めるとともに、生理休暇の必要性を学び母性保護の重要性を職場に根付かせる取り組みが求められます。

また、更年期障害により仕事や生活に支障をきたす人があり、厚労省は 2022 年度から 3 年をかけて詳細な実態調査をおこなうこととしています。職場において、更年期症状への理解や対応がすすむようしていくことが求められています。

「母性を保護する」とは、労働や環境によって母性の機能が低下し、障害をもたらすことなく、健康なからだで排卵し、月経をうながし、胎児がすこやかに育ち、生れるように保護することを「社会的に保障する」ことにあります。このことは、妊娠時だけではなく、健康な母胎を維持する日常的な保護が必要ということにもなります。

「人間らしく働きたい」「健康を守り、すこやかな次世代を生き育てたい」という願いは、男女労働者・国民の共通の願いです。また、妊娠・出産をはじめ女性特有の事情を理由に、仕事上の不利益や差別を受けることがあってはなりません。先輩方が勝ち取ってきた権利をしっかり行使することは、自分と仲間を守ることに繋がります。

業者婦人

中小業者は、地域で商売を続けること自体に、大きな意義があると考えています。誰もが安心して暮らせるまちづくりに貢献し、地域の雇用も生み出しています。

民主商工会（民商）では、小企業・家族経営に携わる女性の家族従業者と女性事業主を総称して「業者婦人」と呼んでいます。業者婦人は、コロナ禍の困難を乗り越え、みんなで生き抜こうと、各地で給付金や協力金の申請学習や相談に取り組んできました。食品をはじめ、生活に身近な商品やサービスの値上げラッシュが家計を圧迫し、コロナ危機が継続する中で、飲食店への客足の戻りは悪く、物価高騰や原材料不足で仕事にならないところに、債務の返済が、中小業者を危機的な状況に追い込みつつあります。国保料・税の負担増には悲鳴が上がっています。

2022 年版「中小企業白書」によると、「感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もある中で、引き続き厳しい状態にある」ことを明らかにしています。多くの中小業者が暮らしと商売の危機に直面し、資金繰りの困難が広がっています。コロナ禍の収束が見通せない現状を踏まえるなら、直接支援の継続や消費税減税など、底上げの景気対策が求められます。

全商連婦人部協議会（全婦協）が 2022 年 6 月から 7 月にかけて実施した「全国業者婦人の実態調査」でも、コロナ禍による仕事・顧客の減少、原材料・商品の仕入れ値の上昇に困っていることが示されています。何よりも、消費税減税を求める声が、全国から多く寄せられています。

日本経済が低迷し、中小業者の危機が広がるもとので、政府は 2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施しようとしています。インボイス制度は、売上高 1,000 万円以下の免税業者が消費税を納めるか、免税業者と取引する課税業者が免税業者の分も肩代わりして納めるかを迫る制度です。免税業者がインボイスを発行するための登録申請をすると自動的に課税業者になり、新たに消費税を納めることとなります。財務省は、インボイス制度の導入で、161 万の免税業者が新たに課税業者になり、消費税収が 2,480 億円になると試算しています。インボイス制度が導入され

ば、消費税制による極度の生活不安と中小業者の淘汰を招きます。中小業者を苦しめるインボイス制度の実施中止に加え、消費税減税に力を合わせる事が大事になっています。

さらに、家族従業者への差別の問題として、所得税法第 56 条があります。56 条は、個人事業者に限って家族の働き分を経費として認めない時代遅れの悪法であり、日本国憲法第 14 条「法の下での平等」や第 24 条「家族生活における両性の平等」に反する、憲法違反の税法です。ともに働いて得た収入を労働に応じて受け取ることは、当たり前の権利だと考えます。働き分が認められないことによる不利益は、産前・産後、育児のための休業・所得が補償されないことにもつながっています。

自家労賃が認められていないのは、先進国ではまれな例であり、日本の経済社会の民主化の遅れの象徴です。フリーランスで働く女性や、正規・非正規など働き方の違いで不利益を被る女性がいま。低すぎる基礎控除・配偶者控除の問題など、女性の権利・人権を保障させる立場から、税制のゆがみを大きくとらえた、広範な女性の共同が必要になっています。

農業ではたらく女性

コロナ禍による生産や物流の遅れ、ロシア・ウクライナ問題、世界的な人口増加など、様々な影響で原材料や原油、梱包資材などが高騰し、国連は世界が戦後最大の食料危機に見舞われていると発表しています。FAO の報告では、世界人口 79 億人のうち 30% が飢餓と食料不足にあえいでいます。今年 5 月国連は、生命が緊急の危機にさらされている「急性飢餓」人口が 3 億 2300 万人に増えると警告しています。世界で食料の争奪戦が始まっている中、38% と低い日本の食料自給率の向上は待ったなしです。

国内では 2022 年 8 月までに 2 万品目を超える食品が値上がりしています。さらに異常な円安によって輸入品を原料とする加工品は、今後も値上がりが続くおそれがあります。一方で、国内農産物は米や畜産物のなどは農家の手取り価格は大幅に下がるか、横ばいとなっており、このままでは、生産崩壊につながりかねない状況です。

いまこそ国内の食料増産に舵をきる農政が求められています。特に自給率が低い、小麦（15%）、飼料※エサ（12%）、大豆（6%）を増産することが求められています。しかし政府がやっていることはまったく真逆です。今年 4 月からは水田への転作補助金（水田活用交付金）の打ち切りが始まりました。これは、① 5 年間、1 度も米作りが行われなかった農地は交付対象からはずす、② 飼料用米をこれ以上つくるな、③ 牧草の補助金を 3 分の 1 にカットするというもので、せっかくいま全国で行われている米から小麦・飼料・大豆などに転作し、農地を守ろうという取り組みにもブレーキをかけてしまいます。飼料高騰によって、大規模な畜産業者ですら廃業に追い込まれているのに、飼料用米や牧草生産を切り捨てるといふ政策でもあります。

物価高騰、不安定な雇用によって、食べたくても食べられない人々が増えています。公的な食料支援の制度がない日本と違い、欧米では、政府が余剰農産物を買上げ、フードバンクに提供していますアメリカの食料支援は 739 万トンのに対し、日本では企業などの食品寄付で 0.3 万トンにしすぎません。日本でも食料支援制度を確立させる運動を強めていく必要があります。

いま、日本の女性の就農人口は、1999 年から 2019 年の 20 年間で、108 万人から 56 万人まで減少しています。基幹的農業従事者に占める女性の割合が 40% に減少しています。政府は、就農者数の減少要因として、農業以外の産業において女性が活躍する場が増えたこと、高齢によるリタイアをあげています。しかし、農業を基幹産業と位置づけ、農産物の価格保障と所得補償が行われていれば、農業での後継者も生まれてきます。地域の産業と経済の活性化のためにも、家族農業が持続的に続けていける施策が早急に必要です。

Ⅲ. はたらく女性の要求

第67回はたらく女性の中央集会に結集した私たちは、世界の女性とも連帯し、以下の要求の実現をめざし、職場で、地域で、はたらく女性の共同を大きく広げて行動していきます。

■コロナ感染症に関する要請

1. ワクチン接種を希望する人に、早期に摂取できるワクチンの確保と接種体制を確保すること。また、ワクチン接種は公費負担を続けること。
2. PCR検査は、いつでも、だれでも、希望すればおこなえる体制を公費でつくること。また、医療機関や高齢者施設、保育所などの職員、入所・入所者、子どもに対する定期的なPCR検査を実施すること。
3. すべての医療機関、介護事業所に対し、新型コロナウイルス対応と医療・介護提供体制確保のための十分な財政措置を行うこと。
4. 保健所の臨時的な人員補強にとどまらず、抜本的な定員増を行うこと。

■平和と民主主義を守るために

5. 日本国憲法を改悪しないこと。憲法改正の手続きを定めた国民投票法、憲法違反の集団的自衛権行使のための戦争法、国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法、共謀罪法、住民を監視する土地利用法は廃止すること。
6. 国際紛争の問題解決に向けて、圧力や軍事行動に依ることなく、憲法9条を生かし対話で平和的に解決すること。
7. 米軍普天間基地を無条件撤去すること。辺野古新基地建設を中止すること。米軍基地の再編強化を止め、日米合同演習の中止、横田基地へのオスプレイやの配備を撤回すること。米軍機の夜間・低空飛行訓練を中止すること。ステルス戦闘機など敵地攻撃型武力の配備を止めること。日米地位協定を見直すこと。日米安保条約を廃棄し、すべての米軍基地を撤去すること。
8. 在日米軍への思いやり予算など軍事予算を大幅に縮小すること。
9. 自衛隊を海外派兵しないこと。多国籍軍などに参加をさせないこと。敵地攻撃型の自衛隊基地強化を行わないこと。欠陥機であるステルス戦闘機、オスプレイなどの購入を中止すること。
10. 防衛装備移転三原則ではなく、武器の輸出を禁止すること。日米ガイドラインに基づく法整備をやめること。
11. 言論・表現の自由を守ること。マスコミへの不当な圧力・介入を行わないこと。
12. 盗聴法改悪や司法取引制度の導入を盛り込んだ刑事訴訟法を中止し、取り調べの可視化対象の拡大など、冤罪防止のための実効性が確保される法改正を行うこと。
13. 日本政府は核兵器廃絶のために被爆国として国際的にイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約に署名し、批准すること。米国との核密約を公開し、破棄すること。非核三原則を法制化すること。
14. 原爆被害者への国家補償を制度化し、すべての原爆死没者、生存者に補償を行うこと。
15. 小選挙区制を廃止すること。女性が政治進出し、民意を反映できる選挙制度にすること。女性の政治参画を推し進めるために、政治分野における男女共同参画推進法の実効性を高めること。
16. 日本学術会議の新会員候補6名の任命拒否を撤回し、直ちに任命すること。

■憲法・国連女性差別撤廃条約にもとづき、男女平等・女性の地位向上に資する施策の推進を

17. 日本軍「慰安婦」被害女性に対し国として事実認定し、謝罪と補償をただちに行うこと。教科書に日本軍の侵略と加害の事実を記載すること。事実を否定し、被害者をおとしめるヘイトスピーチなどの人権侵害に対しきびしく対処すること。
18. 国連女性差別撤廃委員会総括所見の勧告に沿って男女差別の是正を行うこと。選択的夫婦別姓導入などの民法改正と男女差別是正の暫定的特別措置の早期実施、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を行うこと。第5次男女共同参画基本計画の実施にあたっては、憲法と国連女性差別撤廃条約にもとづき、ジェンダー平等・女性の地位向上に資する施策を推進すること。
19. ジェンダー平等教育を進めること。

■ジェンダー平等に人間らしく働くルールの確立を求めて

20. 1日7時間・週35時間労働制にすること。高度プロフェッショナル制度の廃止、休日・深夜労働の法的規制、勤務間インターバル規制など強めること。時間外労働は特別な事情を無くし、月45時間・年360時間の上限規制を徹底すること。
21. 公立学校への1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
22. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1回の勤務は8時間以内、週32時間以内、勤務間隔を最低12時間以上に規制すること。
23. 不払い（サービス）残業をなくし、有給休暇の完全取得をすすめること。有給休暇付与義務を悪用した不利益取り扱いを監視すること。「女性の活躍推進」を名目に、「テレワーク」「フレックスタイム制」や早出勤務などの勤務時間変更を強制しないこと。
24. 非正規労働者の均等待遇が実現する法整備を行うこと。同一労働同一賃金を原則とし、間接雇用、有期雇用を規制し、正規雇用が当たり前となるよう立法化すること。ILOパート労働条約（第175号）を批准し、パートタイム・有期雇用労働法を実効あるものに改正すること。
25. 全国一律最低賃金制度を確立すること。最低賃金を時給1500円にすること。また、中小企業の負担を軽減するための支援策を講じること。
26. ケア労働者の大幅賃上げを国庫負担でおこない、配置基準を見直し、増員すること。
27. 男女雇用機会均等法の実効ある改正を行うこと。男女賃金格差是正、間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブアクションの義務化などすべての職場で真の男女平等を実現するための法整備を行うこと。
28. 男女ともに仕事と生活の両立支援策を拡充すること。本人選択制・所得保障の拡充・原職復帰・代替配置等を拡充した育児介護休業法の改正を行うこと。取得しやすい職場環境の整備のための施策を行うこと。
29. セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなどすべてのハラスメントを包括的に禁止する法律の整備を行うこと。法律には、制裁措置を盛り込み、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」を批准できる内容に改正すること。被害者の人権とプライバシーが確保されるよう第三者の救済機関を拡充すること。ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する」条約を批准すること。
30. マタニティハラスメントをなくすために、労基法・均等法・育児介護休業法の権利及び防止指針を周知徹底すること。

31. 所得税法第56条を廃止し、自営業・農林漁業に従事する家族の働き分を正当に認め、女性の人格を尊重し、人権を保障すること。
32. ブラック企業をなくすために必要な法規制を行うこと。
33. 直接雇用の原則にのっとり、希望する人が正社員になれるよう、労働者派遣制度を早急に見直すこと。「生涯派遣」「正社員ゼロ」につながる労働者派遣法を改正し、派遣先での直接雇用や正規雇用を進めること。
34. 労働契約法18条を徹底し、有期雇用労働者の無期化を積極的に進めるよう企業に求めること。使用者が無期化を忌避するための雇止めや契約変更などしないように指導すること。
35. 解雇の自由化に道を開く金銭解決制度作りなどは行わないこと。解雇を規制する法整備を行い労働者の雇用と人権を守ること。大企業のリストラを規制すること。
36. テレワーク（在宅勤務）は非正規労働者も含めて本人の希望を尊重すること。長時間労働に陥らないよう、労働時間管理を徹底すること。
37. 日本航空が強行した165名の不当解雇については、継続している争議が速やかに全面解決をすすめるよう日本航空を指導すること。
38. 労働政策審議会の3者構成原則を堅持し、委員任命など民主的運営をおこなうこと。
39. 労働者の救済機関としての役割を果たすために、労働委員会の委員の任命は、その公正中立性を守ること。
40. 労働基準監督署全体の体制拡充と専門性の維持を図るため、技官の採用を再開すること。また、「働き方改革」「パワハラ防止措置義務化」などの重要な施策を担う雇用環境・均等局職員的大幅増員を行うこと。くわえて、雇用均等行政の専門性を十分に確保すること。
41. 失業給付期間の延長、給付制限期間の廃止、給付水準の引き上げ、税や社会保険料の減免措置など行うこと。雇用対策の予算を確保し、国や自治体の責任で失業対策を強化すること。女性のための生活保障つきの職業訓練の強化、マザーズハローワークの拡充など就労支援を強化すること。
42. 雇用と暮らしを守るために、大企業に内部留保の活用など、社会的責任を果たさせること。
43. 公務員の総人件費削減を中止し、要員確保や処遇改善に必要な予算を確保すること。
44. 公務ではたらく非正規職員の雇用の安定と均等待遇を図るため、法制度や諸規程を整備すること。また、そのための必要な予算措置を行うこと。
45. 生理の貧困への対応として、学校や公共施設などのトイレに生理用品を常備するよう恒常的な予算措置をとること。

■被災地の早期復興と原発ゼロを求めて

46. 地震、豪雨災害など被災地の復旧、復興には被災者の声を反映すること。被災者生活再建支援法の対象を拡大し、生活支援金の増額など抜本改正すること。
47. 東京電力福島第一原発事故の収束宣言を撤回し、国と東京電力は総力を挙げて福島第一原発事故を早期に収束させること。汚染水問題を、海洋放水おこなうことなく、国の責任で直ちに解決すること。原発事故によるあらゆる被・損害の賠償打ち切りをせず、国と東電の責任で、完全に賠償すること。
48. 稼働中の原発をただちに停止し、増設はしないこと。日本のすべての原発の再稼働は行わず廃炉にすること。

原子力基本法の「安全保障」の項目を削除すること。原発の輸出は行わないこと。日本政府が決めた2013年基準のCO₂削減目標と原子力依存のエネルギー基本計画を撤回し、原発・火力に依らないで、2030年には自然エネルギーの電力で45%以上と設定し、確実な国内対策を実行すること。

49. 被曝基準の安易な緩和は行わず、事故処理に従事する労働者の安全基準を確実に守らせること。労働者・住民の健康管理を長期にわたり実施すること。

50. 自主避難者の家賃補助打ち切りは撤回し、生活基盤を築ける賠償をおこなうこと。

51. 「避難計画策定」をはじめ原子力規制委員会の新基準に欠落している問題を見直し、安全確保に責任をもった審査を行うこと。

52. 被害も含めて、住民との十分な協議のうえに、地域防災計画・避難計画を策定すること。計画の策定にあたっては、女性の参画を保障すること。

■日本の農業を守り、自営業の保護・中小企業の振興をすすめ、税改正、地域経済の活性化を求めて

53. 気候危機、コロナ禍、そしてロシアの侵攻によるウクライナ危機が進行するなか、穀物や肥料、原油の価格が軒並み高騰し、国連は世界が「戦後最大の食料危機に見舞われている」と警告している。今こそ食料自給率を向上させ、食料を増産する政治に転換すること。

54. 燃油、家畜飼料、肥料、農業資材の高騰に対する支援策を国に求めること。同時に自治体独自の支援策を講じること。

55. 水田活用直接支払い交付金の見直しを中止し、自給率が低い畑作物などへの交付額の増額を国に対して求めること。

56. 政府の責任による過剰米の買い入れ・備蓄制度の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の米価下落対策を予算化すること。

57. 食料自給率を着実に引き上げるため、せめて、EU やアメリカの直接支払い、不足払い制度の実施、穀物・乳製品等の備蓄制度拡充や予算の拡充を国に対して求めること。

58. 小中学校の給食費の無償化や給食費値上げを防ぐため対応策を充実させること。

59. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを有効に活用し、各自治体でも独自の農家支援策や、学校給食や消費者への食糧支援などを充実させること。

60. 消費税率を引き下げ、インボイス（適格請求書）制度の実施を中止すること。

■すべての国民が安心して暮らせるための社会保障・社会福祉の拡充を求めて

61. 国の予算については軍事費を削って、社会保障・教育など国民の暮らしを改善する予算に回すこと。

62. 社会保障関係費の伸びを抑制する方針を撤回し、社会保障費を大幅に増やすこと。

63. 生活保護基準や住宅扶助基準、冬季加算の引き下げを撤回し、老齢加算を復活させること。資産調査拡大など支給抑制策や生活保護制度の改悪をやめ、憲法25条の生存権に基づく拡充を行うこと。

64. 子ども・子育て支援は企業参入によらず国と自治体の責任ですすめ、認可保育所・学童保育所を増設し、待機児童を解消すること。保育所の施設・人員配置基準は緩和せず拡充し、学童保育所の最低基準を引き上げること。放課後児童支援員（学童保育指導員）・保育士の待遇改善を行うこと。保育士の資格要件の緩和は行わないこと。学童保育指導員の配置基準の参酌化は廃止すること。

と。

65. 公的・公立病院の統廃合・移譲、民間委託をやめ、住民要求に沿う公的病院の役割発揮、医療提供体制の整備・拡充を行うこと。医師・看護師・介護職員の待遇改善と大幅増員を実現し、安全・安心の医療・介護・社会保障を実現すること。
66. 国庫負担増額による介護保険制度の抜本的な改善を行い、要支援者の保険外し撤回と、特養入所者の要介護3以上の制限を撤回すること。すべての要介護者・要支援者への必要な介護の提供と国庫負担による新予防給付や地域支援事業体制の整備拡充を行うこと。
67. 75歳の窓口2割負担をやめること。大幅な病床削減や負担増による患者追い出しをやめること。後期高齢者医療制度低所得者への軽減措置を直ちに復活すること。
68. 介護保険給付の削減をやめ、介護保険の「要支援」被保険者の給付外しを元に戻し、利用者負担割合を1割にもどすこと。
69. 全額国庫負担による最低補償年金制度の確立と、国庫負担2分の1以上への引き上げによる基礎年金制度の確立と給付額の引き上げを行うこと。支給開始年齢の60歳への引き下げと、年金支給開始年齢に接続するまでの雇用の確保ととともに暮らせる賃金を保障すること。
70. 国庫負担を増やして国保料（税）を引き下げること。すべての国保加入者に、無条件で正規の保険証を交付すること。国保に傷病手当・出産手当を新設し、休業補償を行うこと。
71. 安心して妊娠・出産できるように、出産一時金を増額すること。国の責任で、妊婦健診14回無料化を継続すること。国の制度として所得制限なしに18歳未満の子どもの医療費を無料にすること。不妊・不育治療にかかる休暇の新設や拡充と有給化、医療費助成を拡充すること。
72. 国の責任で社会保険庁の不当解雇を撤回し、公的年金制度の管理運営を行うこと。年金機構の有期雇用職員の労働条件を改善し、安定的な雇用を実現すること。
73. 年金積立金の株式運用をやめること。国は運用損の損失の責任を取ること。年金給付の切り下げを行わないこと。年金加入期間（保険料払い込み期間）の延長・年金支給開始年齢の先送りは行わないこと。年金の支給を毎月支給にすること。消費税によらない最低保障年金制度の創設と女性が自立できる年金制度を確立すること。当面国庫負担分の年金額をすべての受給年齢高齢者に給付すること。
74. 女性の低年金の抜本的解決を行うこと。国庫負担による最低保障年金制度を早期に実現すること。
75. マイナンバーカードの保険証利用はやめること。また、オンライン資格確認システムの導入の義務化は撤回し、保険証の廃止はやめること。
76. 児童虐待をなくすために、児童養護施設を増設し、児童相談所の職員を大幅に増員すること。

■子どもの貧困をなくし、すべての子どもにゆき届いた教育を求めて

77. 特定の価値観の押し付けや子どもたちの内心の自由への侵害につながる「道徳の教科化」を撤回すること。英語教育の早期化・強化を進めず、小学校での教科化や中学年以下での「外国語活動」の導入の見直しを行うこと。国家主義・競争主義教育をすすめる改訂学習指導要領による教育統制をおこなわず、各学校の自主的な教育課程編成を保障すること。「新たな教師の学びの姿」の実現をめざす研修制度による教員統制や、自主的・自発的な研修の抑制をしないこと。
78. 学校制度の複線化をめざす「小中一貫校制度」、教育委員会制度改悪など、改悪教育基本法を具

- 体化し、国と財界による教育への介入を強化する「教育再生」を行わないこと。
79. 学長の権限強化などを行わず、大学の自治を守ること。教育予算削減・恣意的配分による大学への競争の持ちこみや国家統制の強化は行わないこと。大学での軍事研究開発への研究援助などは行わないこと。人文系学部を縮小しないこと。
 80. 「競争と管理」の教育政策をやめ、全国一斉学力テストを中止すること。日の丸・君が代の押し付けをやめること。
 81. 教職員定数を抜本的に改善し、国の責任で35人以下学級を小学校で早期に実施するとともに、中・高等学校でも実現すること。
 82. 「子どもの貧困対策法」をいかし、自治体の責任で貧困家庭の子どもの教育、生活、就職などについて数値目標を立てるなどして実効ある措置を行うこと。
 83. 教育予算を大幅に増やし、公財政教育支出の対GDP比をOECD加盟国の平均並みまで引き上げること。所得制限を導入した「高校就学支援金制度」を撤回し、「高校無償化」に戻すこと。国際人権A規約13条の批准をいかし、中高等教育の無償化を進めること。給食費・教材費なども含め教育の無償化を実現すること。給付奨学金制度の拡充を行うこと。就学援助制度を拡充し学費負担の自治体間格差をなくすこと。
 84. 教科書検定のあり方を抜本的に見直し、教員・保護者の意見が反映する採択制度にすること。教科書採択への不当な介入をやめること。
 85. 国や地方自治体等が「支援」の名目で家庭教育を監視し介入する仕組みをつくる「家庭教育支援法案」を国会提出しないこと。
 86. 旧統一協会と一体となった政治の包括的性教育への介入の実態を明らかにし、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む発達段階に応じた包括的性教育と、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。

■民主的な国家行政・地方自治の確立を求めて

87. 特定の地域や企業を優遇し、便宜を図り行政をゆがめる「国家戦略特区」は廃止すること。
88. 依存症や多重債務など社会的な問題を引き起こすカジノ実施法は廃止すること。
89. リニア新幹線などの不要な大型開発を中止すること。
90. 金融・通信のユニバーサルサービスの維持と国民のための郵政事業確立にむけ、三事業一体経営とすること。
91. 国家公務員の総定員法を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回するなど、定員管理政策を抜本的に改め、国民の安心・安全を確保できる必要な要員を確保し、公務・公共サービス拡充すること。行政サービスの低下を招く「市場化テスト法」、「指定管理制度」を廃止すること。公共サービスを民間企業の営利迫及の手段に変質させる公務の民間委託推進を改めること。
92. 国の役割を外交、防衛、金融などに限定し、地方自治体への移譲や民間に丸投げし、国の責任を放棄する「道州制・地方分権改革」による事務・権限の委譲や国の地方出先機関の廃止はおこなわないこと。地方自治・地方財政を拡充し全国のどこに住んでも、健康で文化的な生活をおくれる権利を保障すること。
93. 時の政権による恣意的な人事配置が可能となる内閣人事局を廃止し、国民のための公正・中立、

安定した行政を担保するための新たな人事行政機関を設置すること。

94. 国会・地方議会での性差別や女性べつ視発言を一掃するために、議会や自治体など公職者の研修を行うこと。出産・育児・介護での休業制度をはじめ、議員活動を続けるための条件整備を行うこと。

日本政府への決議（案）

私たちは、11月19日・20日、大阪内で、オンラインを併用し「武力で平和は守れない いまこそ憲法9条の力をいかそう格差と貧困をなくし、生き生きと働ける社会を実現しよういのち・くらし・平和まもる女性の共同でジェンダー平等の実現を」をスローガンに掲げ、第67回はたらく女性の中央集会に集いました。

私たちは、核も基地もない平和な社会、ジェンダー平等へ、8時間働けばだれもがくらせる社会をめざし、憲法を生かした政治の実現を求め、下記項目を日本政府に強く要請します。

記

はたらく女性の要求として94項目を要求します。

2022年11月19日
第67回はたらく女性の中央集会

アメリカ合衆国政府への決議（案）

私たちは、11月19日、20日と、大阪で「武力で平和は守れない いまこそ憲法9条の力をいかそう。格差と貧困をなくし、生きいきと働ける社会を実現しよう いのち・くらし・平和まもる女性の共同でジェンダー平等の実現を」をスローガンとして、第67回はたらく女性の中央集会を開催しました。

「平和とジェンダー正義を求めて」をテーマに、記念講演を行った大学教授の清末愛砂さんは、日本国憲法第9条の武力の放棄と第24条の個人の尊厳と両性の本質的平等の条項を重ねて考えることが大事だと強調、私たちは、日本と世界のどの子どもたちも殺さない、殺させないために力をそそぐことを決意しています。

日本国憲法は、過去の侵略戦争の反省のもとで戦争放棄・戦争のための戦力は持たないことを定めた第9条をいかし、世界平和への構築へ努力を重ねてきました。日本を戦争する国にする憲法違反の「安全保障関連法」が2015年に強行され、岸田政権は、ロシアのウクライナ侵略や「台湾有事」をあおって軍備拡張、軍事費2倍化を打ち出しています。これはアメリカ軍と一体となって海外で戦争できる自衛隊へとするもので、日米軍事同盟強化を推し進める貴国政府の参戦体制づくりにほかなりません。私たち日本国民の多くは、「武力で平和は守れない」「軍事費より暮らし、社会保障を」と声を上げ続けています。9月の沖縄知事選挙では、「オール沖縄」の玉城デニー知事が再選され、「辺野古の新基地はつくらせない」「普天間基地は即時閉鎖し、撤去を」の県民の揺るがない民意を示しました。

軍事対軍事の悪循環に陥ることは戦争への危険な道です。私たちは、中国の台湾に対する軍事的威嚇強化を抗議するとともに、貴国が、台湾問題にたいして軍事的に関与し、日本政府がそれに追従していることは、軍事対軍事の悪循環に陥ることになると危惧しています。台湾の人々が民主的に示した意思を世界は尊重し、平和的な話し合いを進めることが解決道です。

国連では、昨年2021年1月に、被爆者と核兵器のない平和な世界を願う人々の運動によって、核兵器禁止条約が発効し、多くの国がつぎつぎと条約に加盟、署名国は91、批准国は68に達しています。貴国も速やかに条約に参加し、外交努力によって核兵器のない平和な世界を構築するためにこそ力をつくすことを強く求め、以下具体的に要請いたします。

記

- 1、日本国憲法を尊重し、日本への戦争協力を強要しないこと。日本国内での基地強化やミサイル配備をしないこと。
- 1、日米軍事同盟は解消し、日米友好平和条約を結ぶこと。

- 1、普天間基地は無条件返還、辺野古新基地建設は断念、高江のヘリパッドは撤去すること。
- 1、日米合同演習を中止し、首都東京の横田基地をはじめ、米軍基地の再編・強化を止めること。
- 1、日本国内各地で行われている日米合同軍事演習オスプレイ飛行訓練を中止し、配備を撤回すること。
- 1、女性への性暴力など、米軍犯罪の根絶へ実効ある措置を取り、日米地位協定を全面的に見直すこと。
- 1、米軍基地から新型コロナウイルスが感染拡大したことは重大な事態であり、感染予防対策を行うこと。
- 1、米軍基地周辺住民の安全を第一に配慮すること。有機フッ素化合物を含む汚染水を公共下水道へ放出したことを謝罪し、アメリカの負担で処分すること。
- 1、米軍基地費用の日本政府への押し付け中止、「米軍思いやり」予算の強要はやめること。
- 1、核兵器禁止条約に署名・批准し、最大の核保有国としての責任を果たすこと。
- 1、横須賀の米原子力空母の「母港」化を撤回すること。日米原子力協定を理由に、日本政府に原発推進政策をとることを強要しないこと。

2022年11月19日
第67回はたらく女性の中央集会

祝 第 67 回はたらく女性の中央集会in大阪

憲法と子どもの権利条約がいきる教育を！ 子どもも先生も笑顔で過ごせる学校を！



全日本教職員組合女性部

<https://www.zenkyo.jp>

TEL:03-5211-0123 / FAX:03-5211-0124



消費税インボイスは中止へ
所得税法第 56 条は廃止を

全商連婦人部協議会

〒171-8575
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL 03-3987-4391
FAX 03-3988-0820

お客様の
想いを形に



AP あかつき印刷株式会社
AKATUKI

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2 APビル
TEL 03-3497-0531 FAX 03-3497-0043
<http://www.aik.co.jp>

言葉の力を信じ、
武器を持たない勇気を！

全労連・全国一般労働組合
女性センター

〒113-0034 文京区湯 2-4-4
全労連会館 9 階
電話 03-5840-6277
FAX 03-5689-5240

夜勤改善・大幅増員で
安全・安心の医療・介護・
福祉の実現を

日本医労連 女性協

東京都台東区入谷 1-9-5

☎ 03-3875-5871

URL [http:// www.ironen.or.jp](http://www.ironen.or.jp)



ジェンダー平等 守ろう9条 なくそう原発・核兵器

全日本建設交運一般労働組合女性部

〒169-0073

東京都新宿区百人町四丁目 7-2 全日自労会館

TEL 03-3360-8021 <http://www.kenkourou.or.jp/>



自由法曹団女性部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口 II 202号

tel03-5227-8255 fax03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/> (部長：中野和子)

女性部オリジナル
の憲法リーフを、
女性団体は無料で
お送りしていま
す。ぜひご注文く
ださい！



『婦団連通信』『女性白書』

平和とジェンダー平等、
女性の要求実現へ共同広げよう
日本婦人団体連合会 (婦団連)

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303
電話 03-3401-6147 FAX 03-5474-5585
Eメール fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

新日本婦人の会中央本部

- ★武力で平和は守れない
- ★時短でジェンダー平等
実現
- ★セクハラ禁止規定を！
- ★男女賃金格差解消へ

東京都文京区小石川 5-10-20

TEL 03-3814-9141



郵政産業労働者ユニオン女性部

〒170-0012

東京都豊島区上池袋 2-34-2

<http://www.piwu.org/>

一人ひとりが大切にされる運動で、
一人ひとりが大切にされる職場を！

祝 第67回はたらく女性の中央集会在大阪

<p>平和な未来のために</p>  <p>国公女性協</p> <p>日本国家公務員労働組合連合会 女性協議会</p> <p>03-3502-6363 http://kokkororen.com/</p>	<p>新聞に情報あり</p> <p>新聞にはたくさんさんの話題が載っています。それは「大事な話題」や「伝えたい話題」に元気になる話題だったり、そんな大切な新聞を印刷しお届けする会社です。</p>  <p>株式会社 きかんし</p> <p>〒135-0053 東京都江東区辰巳2-8-21 TEL 03-5534-1234 FAX 03-5534-1235 http://www.kikanshi.co.jp/</p>	<p>婦人民主クラブ 婦 民 新 聞</p> <p>〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-2-8 第12宮庭ビル303 Tel 03-3478-2317 Fax 03-3478-2318</p>
--	--	--

守ろう！憲法9条

ジェンダー平等、格差・貧困をなくそう！最賃1500円
ハラスメント根絶、実効ある労働時間の上限規制の実現を！




東京地評労働組合評議会 東京地評女性センター
東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

ジェンダー平等、だれもが安心して働き続けたい！
女性の共同をひろげ、憲法いかす社会を実現しよう



第67回はたらく女性の中央集会在東京実行委員会
東京都豊島区南大塚2-33-10 東京地評女性センター気付
TEL03-5395-3171

<p>国連「家族農業の10年」で 農山漁村を再生させよう！</p> <p>農民運動全国連合会 女性部</p> <p>電話：03-5966-2224</p> <p>twitter @JFFMwomenでも発信中フォローしてね！</p>		<p>印刷からSNSまで 宣伝のことなら お気軽にご相談ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">      </div> <p>デザイン 印刷物 SNS 旗・のぼり グッズ</p> <p>(株)光陽メディア 光陽メディア 検索 TEL:03-3260-9229 FAX:03-3235-0710</p>
--	---	--



**平和憲法・いのち・くらしを守り
ジェンダー平等を実現しよう！**

日本自治体労働組合総連合女性部
〒112-0012 文京区大塚4-10-7 自治労連会館
☎:03-5978-3580 メール:info@jichiroren.jp



祝 第67回はたらく女性の中央集会in大阪

祝 第67回はたらく女性の中央集会in大阪

コロナ危機からいのち・くらしを守れ
すべての職場にジェンダー平等の視点を

パンフレット・リーフレット・書籍
ノボリ・うちわ・扇子・缶バッジ・シール
Tシャツ・ポケットティッシュ など
印刷、デザイン、編集、企画・宣伝物、
グッズはおまかせください♪

株式会社 かんきょうムーブ

大阪本社 〒530-0041 大阪市北区天神橋 1-13-15 TEL:06-6357-7006
東京事務所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-10 アイビービル 202 TEL:03-3868-8650

憲法9条にノーベル平和賞を！

ひびきあう 心を一つに束ね

明るく働きやすい 職場をつくろう

全印総連女性部・全印総連東京地連女性部
(全国印刷出版産業労働組合総連合会女性部)

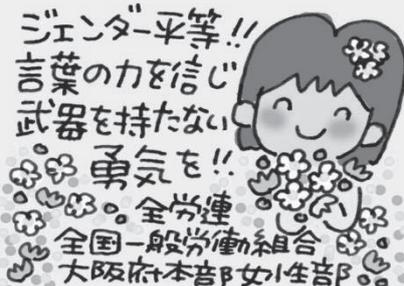
〒113-0033 東京都文京区本郷2-36-2 T.M畑中ビル302
TEL:03-3818-5125 FAX:03-3818-5127



どんな業種・職種でも、
ひとりでも、
入れる労働組合、それが
全国一般です

全労連・全国一般労働組合大阪府本部

〒530-0041
大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館3F
TEL 06-6354-7212 <https://z-fuhon.org>



全ての職場に女性部役員を!
働き続けられる社会と職場づくりを

毎年、地区協女性部主催で
秋の文化行事をしています
2021年 松元ヒロ・ソロライブ公演
2022年「若駒」の芸能狂言公演

大阪労連北河内地区協議会女性部
〒570-0021 大阪府守口市八雲東町 2-49-2
TEL 06-6906-5091



子どもの笑顔

輝く学校に！

大阪教職員組合

〒543-0021
大阪市天王寺区東高津町 7-11-706
TEL06-6768-2330

集まれば元気、
語り合えば勇気、
仲間が増えれば力



大阪教職員組合女性部

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11-706
TEL 06-6768-2330 FAX 06-6768-2239
MAIL women@daikyoso.jp

教え子を再び戦場に送るな



大阪府立高等学校教職員組合

〒543-0021
大阪市天王寺区東高津7-11
大阪府教育会館707号室
TEL 06-6768-2106
FAX 06-6768-1675

ジェンダー平等の実現！コロナ乗り越え、いのちくらし守り憲法いかす政治へ！
大阪壊す維新政治ストップ！均等待遇を実現し働きやすい職場を！
なかまを増やし、ひとりぼっちの女性労働者をなくそう！

全大阪労働組合総連合 女性部

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 1階 TEL06-6353-6421 FAX06-6353-6420



祝 第67回はたらく女性の中央集会在大阪

 <p>第67回 はたらく女性の 中央集会在大阪</p> <p>生協労連大阪府連合会 女性部 </p> <p>〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2階</p>	<p>祝 第67回 はたらく女性の 中央集会在大阪</p> <p>生協労連大阪府連合会 執行委員長 土橋 豊</p> <p>〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2階 TEL:06-6779-5441 FAX:06-6779-5350 e-mail: Osaka-CoopUnion@mb5.seikyoku.ne.jp</p>	<p>笑顔があふれ のびのび学べる 支援学校の抜本的増設を!!</p>  <p>〒543-0021 大阪市天王寺区 東高津町 7-11-704 TEL 06-6765-8904 FAX 06-6765-8905</p> <p>Email fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp 大阪府立障害児学校教職員組合</p>
--	--	---

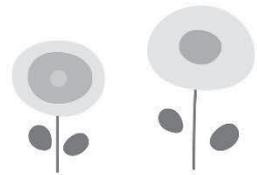
祝 第67回はたらく女性の中央集会在大阪

TOTAL COMMUNICATION

関西共同

株式会社 関西共同印刷所
www.kansai-kyodo.jp

本社 〒531-0076 大阪市北区大淀中 3-15-5 代表 TEL: 06-6452-1188 FAX: 06-6452-9216
京都営業所 〒604-8273 京都市中京区姉西洞院町 542 サンフィールドビル 5F
TEL: 075-211-5941 FAX: 075-254-0437



ジェンダー平等社会実現！物価高に負けない賃上げを！最低賃金は全国一律 1500 円以上に！

8時間はたらけば人間らしく暮らせる社会へ



全労連



労働相談ホットライン(一人でも入れる組合あります)

0120-378-060

全国労働組合総連合・受付 月～金AM10時～PM5時 お近くの労働センターにつながります

武力で平和は守れない 今こそ憲法9条の力を生かそう
格差と貧困をなくし、生き生きと働ける社会を実現しよう
いのち・くらし・平和まもる女性の共同でジェンダー平等の実現を

祝 第67回はたらく女性の中央集会在大阪

第68回 はたらく女性の中央集会在

2023年10月7-8日 IN長野

おいでなして 長野へ

